

# 1. 管 理 細 則

## 財政融資資金地方資金管理事務処理細則の制定について

(昭和60年 7月 1日蔵理第2100号)  
最終改正 (平成17年 5月31日財理第2090号)

各財務(支)局長  
沖縄総合事務局長 殿

大蔵省理財局長

大蔵省組織規程の一部を改正する省令(昭和60年大蔵省令第39号)並びに資金運用部資金の管理及び運用の手續に関する規則等の一部を改正する省令(昭和60年大蔵省令第41号)の施行に伴い、別紙のとおり資金運用部地方資金管理事務処理細則を制定し、昭和60年7月1日から実施することとしたので、通知する。

なお、昭和49年7月17日付蔵理第2714号「資金運用部地方資金管理事務処理細則の制定について」通達は、昭和60年6月30日限りで廃止する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 貸付け又は借換えの決定に伴う手続
  - 第1節 貸付け又は借換えに係る資金の交付（第3条～第6条）
  - 第2節 借用証書の保管依頼等（第7条）
- 第3章 財政融資資金貸付金元帳等の登記等（第8条・第9条）
- 第4章 貸付金の元利金等受入れ
  - 第1節 元利金の確定等（第10条～第15条）
  - 第2節 履行期限到来前の元利金確定等の変更（第16条～第19条）
  - 第3節 元利金受入済の登記（第20条）
  - 第4節 元利金等の延滞（第21条～第28条）
  - 第5節 受入過不足の処理（第29条～第33条）
- 第5章 元利金の完済（第34条・第35条）
- 第6章 財政融資資金に係る突合
  - 第1節 日本銀行との突合（第36条～第38条）
  - 第2節 地方公共団体との突合（第39条）
- 第7章 債権の内容の変更等に係る手続
  - 第1節 繰上償還
    - 第1款 任意繰上償還（第40条・第41条）
    - 第2款 強制繰上償還（第42条・第43条）
    - 第3款 繰上償還に伴う元利金等の受入れ等（第44条・第45条）
  - 第2節 災害等に係る違約金の免除の承認（第46条～第49条）
  - 第3節 債務承継等
    - 第1款 債務承継（第50条～第51条の2）
    - 第2款 債務引受け（第52条～第53条の2）
    - 第3款 貸付金元帳の整理等（第54条・第55条）
  - 第4節 取得財産等の処分行為（第56条～第58条）
  - 第5節 地方公共団体の名称変更（第59条・第60条）
  - 第6節 書類の経由（第61条～第63条）
- 第8章 指定店の指定及び変更等
  - 第1節 指定店の指定（第64条～第66条）
  - 第2節 指定店の変更（第67条～第71条）
  - 第3節 振込口座の登録等（第71条の2～第71条の4）
  - 第4節 財政融資資金事務オンラインシステムの利用承認申請等（第71条の5～第71条の6）
- 第9章 雑収入（不用物品売払代）に関する手続（第72条～第81条）

第10章 帳簿（第82条～第87条）

第11章 報告

第1節 定期報告（第88条～第93条）

第2節 随時報告（第94条～第97条）

第12章 電子計算機により作成する帳表等（第98条）

第13章 雑則（第99条・第100条）

附則

## 第1章 総則

### (通則)

- 第1条** 財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）における財政融資資金の管理（貸付資金の交付を含む。）及び回収並びに財政融資資金特別会計の債権の管理及び歳入金の徴収に関する事務、並びに財務事務所（小樽出張所及び北見出張所を含む。以下同じ。）における財政融資資金の貸付資金の交付に関する事務並びに財政融資資金特別会計の債権の管理及び歳入金の徴収（雑収入に限る。）に関する事務の取扱いについては、法令その他の規定に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。
- 2 財務局の職員で、財政融資資金の出納執行の命令の事務について、財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）を補佐する者が、財政融資資金特別会計の債権の管理及び歳入金の徴収（雑収入に限る。）に関し、歳入徴収官である場合におけるこの細則の適用については、財務局長とあるのは当該歳入徴収官を含むものとする。
- 3 財務事務所長（小樽出張所長及び北見出張所長を含む。以下同じ。）が、財政融資資金特別会計の債権の管理及び歳入金の徴収（雑収入に限る。）に関し、分任歳入徴収官である場合におけるこの細則の適用については、財務事務所長とあるのは当該分任歳入徴収官を含むものとする。

### (定義)

- 第2条** この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 指定店 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号。以下「管理運用規則」という。）第38条に規定する指定店をいう。
  - 二 日本銀行統轄店 日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）第3条に規定する日本銀行統轄店をいう。

## 第2章 貸付け又は借換えの決定に伴う手続

### 第1節 貸付け又は借換えに係る資金の交付

#### (貸付けの手続)

- 第3条** 財務局長又は財務事務所長（以下「財務局長等」という。）は、普通地方長期資金等（管理運用規則第15条第2項に規定する普通地方長期資金及び同条第3項に規定する普通地方特別資金をいう。以下同じ。）、起債前貸等（管理運用規則第15条第2項に規定する起債前貸及び同条第3項に規定する特別起債前貸をいう。以下同じ。）又は地方短期資金（管理運用規則第15条第4項に規定する地方短期資金をいう。以下同じ。）の貸付けの決定をした場合には、直ちに当該貸付け

の決定に係る決議書類に基づき地方公共団体名、貸付年月日、貸付金額その他の必要事項を財務局長にあつては財務省理財局長（以下「理財局長」いう。）に、財務事務所長にあつては理財局長及び財務局長に報告するとともに、地方公共団体に当該貸付けの決定に係る借用証書用紙を送付するものとする。

- 2 財務局長等は、地方公共団体から借用証書（前項の規定により送付した借用証書用紙に当該地方公共団体が必要事項を記載し、記名押印したもの。）の提出を受けた場合には、前項の規定により決定した貸付日の3営業日（「営業日」とは、管理運用規則第4条に定める日をいう。以下同じ。）前までに理財局長に貸付けの実行を請求するものとする。

#### （借換えの手続）

**第4条** 財務局長等は、起債前貸等又は地方短期資金の借換への決定をした場合には、直ちに当該借換への決定に係る決議書類に基づき地方公共団体名、借換年月日、借換えにより貸し付けるべき金額その他の必要事項を財務局長にあつては理財局長に、財務事務所長にあつては理財局長及び財務局長に報告するとともに、地方公共団体に当該借換への決定に係る借用証書用紙を送付するものとする。

- 2 財務局長等は、地方公共団体から借用証書（前項の規定により送付した借用証書用紙に当該地方公共団体が必要事項を記載し、記名押印したもの。）の提出を受けた場合において、当該借用証書の貸付額が現に貸し付けている額を超えている場合には、前項の規定により決定した借換日の3営業日前までに理財局長にその超えている額の貸付けの実行を請求するものとする。

#### （財務局長等の行う借換決定の通知）

**第5条** 財務局長等は、起債前貸等又は地方短期資金の借換日を決定した場合には、直ちに、当該借換日、借換えを行う地方公共団体の名称、借換への対象となる起債前貸等又は地方短期資金に係る貸付年月日、貸付金額及びその他の必要事項を財務局長にあつては理財局長に、財務事務所長にあつては理財局長及び財務局長に通知するものとする。

### 第6条 削除

#### 第2節 借用証書の保管依頼等

##### （借用証書の保管依頼等）

**第7条** 財務局長等は、地方公共団体から借用証書の提出を受けた場合には、速やかにその内容を確認するものとする。

- 2 財務局長等は、前項の規定により確認した借用証書を財政融資資金出納及び計算

整理規則（昭和四十九年大蔵省令第四十二号。以下「出納規則」という。）第35条第1項の規定により日本銀行統轄店に保管依頼する場合には、保管依頼日、保管依頼枚数、送付方法等を当該日本銀行統轄店と調整のうえ、当該借用証書に別紙5号の2書式の財政融資資金借用証書保管依頼書を添付し、当該日本銀行統轄店に送付するものとする。

### 第3章 財政融資資金貸付金元帳等の登記等

#### （財政融資資金貸付金元帳等の登記）

第8条 財務局長は、出納規則第8条の2の規定により理財局長から債権が発生した旨の通知（以下「債権発生通知」という。）を受けた場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより財政融資資金貸付金元帳（以下「貸付金元帳」という。）を作成し、同規則第49条に規定する債権の管理上必要な事項を当該貸付金元帳に登記するものとする。

#### 一 普通地方長期資金等

貸付け若しくは借換えに係る決議書類及び債権発生通知に基づき別紙第6号書式の財政融資資金貸付金元帳総括簿（普通地方長期資金等）（以下「長期資金等貸付金元帳総括簿」という。）及び別紙第7号書式（甲）又は同書式（乙）の財政融資資金貸付金元帳（普通地方長期資金等）（以下「長期資金等貸付金元帳」という。）を作成し、当該長期資金等貸付金元帳総括簿及び長期資金等貸付金元帳に必要な事項を登記するものとする。

#### 二 起債前貸等

貸付けに係る決議書類及び債権発生通知に基づき別紙第8号書式の財政融資資金貸付金元帳（起債前貸等）（以下「起債前貸等貸付金元帳」という。）を作成し、当該起債前貸等貸付金元帳に必要な事項を登記するものとする。

#### 三 地方短期資金

貸付け若しくは借換えに係る決議書類及び債権発生通知に基づき別紙第9号書式の財政融資資金貸付金元帳（地方短期資金）（以下「短期資金貸付金元帳」という。）を作成し、当該短期資金貸付金元帳に必要な事項を登記するものとする。

2 財務局長は、前項の規定により債権の管理上必要な事項を貸付金元帳に登記する際には、貸付け又は借換えに係る決議書類と当該貸付金元帳の登記事項とを照査確認するものとする。

3 財務局長は、利率見直し方式の貸付金に係る長期資金等貸付金元帳について、利率見直し後の長期資金等貸付金元帳（以下この項において「新元帳」という。）を作成した場合には、当該利率見直し前の長期資金等貸付金元帳（以下この項において「旧元帳」という。）と照査確認するとともに、当該利率見直し日における適用

利率を確認するものとする。この場合において、新旧元帳の摘要欄には「何年何月何日利率見直しにより改帳」とそれぞれ記入するものとする。

#### (長期資金等償還年次表の送付)

**第9条** 財務局長は、前条第1項第1号の規定により長期資金等貸付金元帳を作成した場合には、別紙第10号書式(甲)又は同書式(乙)の財政融資資金貸付金償還年次表(普通地方長期資金等)(以下「長期資金等償還年次表」という。)を作成するとともに遅滞なく地方公共団体に送付し、受領した旨の通知を受けるものとする。

### 第4章 貸付金の元金等の受入れ

#### 第1節 元金の確定等

##### (元金の償還期日又は利子の支払期日の確認)

**第10条** 財務局長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより元金の償還期日又は利子の支払期日を確認し、当該期日に弁済を受けることができるように常に留意するものとする。

一 普通地方長期資金等

長期資金等貸付金元帳により元金の償還期日又は利子の支払期日を確認する。

二 起債前貸等

普通地方長期資金等に借換えが行われる日前に約定による利子の支払期日が到来する場合にあつては起債前貸等貸付金元帳により利子の支払期日を、普通地方長期資金等に借換えが行われる場合にあつては当該借換えに係る決議書類又は借換決定通知書により元金の償還期日及び利子の支払期日を確認する。

三 地方短期資金

短期資金貸付金元帳又は借換えに係る決議書類若しくは借換決定通知書により元金の償還期日及び利子の支払期日を確認する。

2 財務局長は、繰上償還により債務の弁済を受けようとする場合には、当該繰上償還に係る決議書類により元金の償還期日及び利子の支払期日を確認するものとする。

#### (特定納付)

**第10条の2** 財務局長は、管理運用規則第41条の2第1項及び同規則第42条の2第1項の規定により地方公共団体から特定納付を利用するために別紙第10号の2書式の財政融資資金の元金の償還及び利子等の支払いに関する特定納付利用届出(届出取消)書の提出を受けた場合又は財務事務所長から第3項の規定により当該届出(届出取消)書の送付を受けた場合には、当該届出(届出取消)書の内容



に不備がないことを確認した上で、出納規則第11条第2項及び同規則第12条第2項の規定により理財局長又は同規則第9条第2項に規定する歳入徴収官等（以下「歳入徴収官等」という。）に通知するものとする。

2 財務局長は、地方公共団体から前項の届出を取り消すために財政融資資金の元金の償還及び利子等の支払いに関する特定納付利用届出（届出取消）書の提出を受けた場合又は財務事務所長から第3項の規定により当該届出（届出取消）書の送付を受けた場合には、当該届出（届出取消）書の内容に不備がないことを確認した上で、前項の届出を取り消すものとする。

3 財務事務所長は、管理運用規則第48条第3項の規定により地方公共団体から財政融資資金の元金の償還及び利子等の支払いに関する特定納付利用届出（届出取消）書の提出を受けた場合には、その内容に不備がないことを確認した上で、財務局長に送付するものとする。

#### （元利金の確定及び利子に係る納入の告知の請求）

**第11条** 財務局長は、第10条の規定により元金の償還期日又は利子の支払期日の確認をした場合には、貸付金元帳及び関係書類に基づき別紙第11号書式の財政融資資金貸付金元金受入内訳書（以下「元金受入内訳書」という。）を作成のうえ、出納規則第11条第1項の規定により償還を受けるべき元金の確定をするとともに同規則同条第2項に定める事項を理財局長に通知し、又は同規則同条第1項の規定により支払を受けるべき利子の確定をするとともに同規則第12条第1項の規定により、財政融資資金運用利殖金徴収内訳書（元金受入内訳書（徴収決定済額欄の記載があるものに限る。）をいう。）を歳入徴収官等に対し送付し、地方公共団体に対して当該利子の納入の告知をすべきことを請求するものとする。

#### （借換えに伴う利子の確定及び納入の告知の請求）

**第12条** 財務局長は、起債前貸等若しくは地方短期資金の借換日を決定した場合又は財務事務所長から第5条の規定による通知（以下この条において「借換通知」という。）を受けた場合には、貸付金元帳及び当該借換えの決定に係る決議書類又は借換通知に基づき、元金受入内訳書を作成のうえ、出納規則第11条第1項の規定により借換日に支払を受けるべき利子の確定をするとともに、同規則第12条第1項の規定により、財政融資資金運用利殖金徴収内訳書を歳入徴収官等に対し送付し、地方公共団体に対して当該利子の納入の告知をすべきことを請求するものとする。

#### （借換えに伴い償還を受ける元金の確定）

**第12条の2** 財務局長は、借換えが行われた後における貸付金（第4条の規定によ

り、財務事務所長から報告を受けたものを含む。)の額が現に貸し付けている額(第3条の規定により、財務事務所長から報告を受けたものを含む。)に満たない場合には、その満たない金額について元利金受入内訳書を作成のうえ、出納規則第11条第1項の規定により償還を受けるべき元金の確定をするとともに、同規則同条第2項に定める事項を理財局長に通知するものとする。

#### (利子の計算方法)

**第13条** 利子の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式により算出するものとする。この場合において、算出された金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

##### 一 普通地方長期資金等(初期利子)

イ 元利金の支払期日以外の日に貸付け又は借換えをしたものに係る第1回目の元利金の支払期日に支払を受ける利子の額

(貸付金額(又は借換金額)×貸付年利率×貸付日の翌日又は借換日の翌日から第1回目の元利金の支払期日までの日数)÷365

ロ 元利金の支払期日に貸付け又は借換えをしたものに係る第1回目の元利金の支払期日に支払を受ける利子の額(償還の方法が年賦償還であるときは、算式中「(貸付年利率÷2)」とあるのは「貸付年利率」と読み替える。)

貸付金額(又は借換金額)×(貸付年利率÷2)

二 起債前貸等(普通地方長期資金等に借り換える日又は利子の支払期日に支払を受ける利子)

イ 端数利子

(1) 借換日に支払を受ける利子の額

(貸付金額×貸付年利率×貸付日(貸付日の翌日から借換日までの間に利子の支払期日がある場合には、借換日の直前の利子の支払期日)の翌日から借換日までの日数)÷365

(2) 利子の支払期日において支払を受ける利子の額

(貸付金額×貸付年利率×貸付日の翌日から利子の支払期日までの日数)÷365

ロ 期中利子(利子の支払期日又は借換日(利子の支払期日である場合に限る。)において支払を受ける半年分の利子の額(利子の支払期日に貸付けをしたものに係る次に到来する利子の支払期日に支払を受ける利子の額を含む。))

貸付金額×(貸付年利率÷2)

三 地方短期資金(元金の償還期限の日)に支払を受ける利子)

(貸付金額×貸付年利率×貸付日の翌日から元金の償還期日までの日数)÷365

#### (納入告知書の送付)

**第14条** 代行機関（出納規則第19条の2第1項に規定する代行機関をいう。以下同じ。）は、出納規則第19条の2の規定により歳入徴収官等から納入告知書又は納付書（以下「納入告知書等」という。）の送付に関し納入告知書等送付指示書の送付を受けた場合には、直ちに納入告知書等の件数を確認したうえ当該納入告知書等を当該納入告知書に記載された納付期限から15日をさかのぼつた日から当該納付期限までの間における適宜の日に地方公共団体に送付し、その旨を当該納入告知書等送付指示書において明らかにしておかなければならない。

2 財務局長は、前項の規定により代行機関が納入告知書を地方公共団体に送付する場合には、元利金受入内訳書に基づき別紙第12号書式の財政融資資金貸付金元利金仕訳書（以下「元利金仕訳書」という。）を作成し、これを送付するものとする。

#### (納入告知書等の亡失等の場合の納付書の送付)

**第15条** 財務局長は、地方公共団体から納入告知書等を亡失し又は著しく汚損した旨の申出があつた場合には、直ちに歳入徴収官等に納付書の作成を請求するものとする。

2 財務局長は、地方公共団体から納入告知書等に記載されている金額を分割して納付したい旨の申出があつた場合には、直ちに歳入徴収官等に分割後の金額に係る納付書の作成を請求するものとする。ただし、貸付金の利子1口に係る金額については、分割することはできない。

3 代行機関は、出納規則第19条の2の規定により歳入徴収官等から前2項の規定に係る納付書の送付に関し納入告知書等送付指示書の送付を受けた場合には、第14条第1項の規定に基づき処理するものとする。

4 財務局長は、前項の規定により代行機関が納付書を地方公共団体に送付する場合には、第14条第2項の規定に基づく処理を行うものとする。

### 第2節 履行期限到来前の元利金確定等の変更

#### (元利金の確定の変更等)

**第16条** 財務局長は、第11条又は第12条の2の規定により元金の確定をするとともに出納規則第11条第2項に定める事項を理財局長に対し通知した後において、又は第11条又は第12条の規定により支払を受けるべき利子の確定をするとともに歳入徴収官等に対し当該利子の納入の告知をすべきことを請求した後において、当該確定をした元金の金額（以下「確定済額」という。）又は確定をした利子の金額（以下「徴収決定済額」という。）を法令の規定又は確定もれその他誤びゆう等特別の理由により変更しなければならない場合には、直ちに貸付金元帳及び

関係書類に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより処理するものとする。

一 確定済額及び徴収決定済額の全部又は一部の額について、地方公共団体の間において法令の規定による債務の承継（以下「債務承継」という。）又は債務の引受けによる承継（以下「債務引受け」という。）が行われた場合

イ 同一の財務局の管轄区域（九州財務局にあつては、福岡財務支局の管轄区域を除く。以下同じ。）内における債務承継又は債務引受け（以下「債務承継等」という。）の場合

債務承継等が行われた貸付金の元金又は利子について、当該債務承継等により債務を免がれた地方公共団体（以下「旧地方公共団体」という。）に係る元利金受入内訳書及び当該債務承継等により債務を負担することとなつた地方公共団体（以下「新地方公共団体」という。）に係る元利金受入内訳書をそれぞれ作成のうえ、出納規則第16条第1項の規定により元金の確定の変更をするとともに理財局長に対し当該変更に係る同規則第11条第2項に定める事項を通知し、又は同規則第16条第1項の規定により利子の確定の変更をするとともに歳入徴収官等に対し当該変更に係る財政融資資金運用利殖金徴収内訳書を送付するものとする。

ロ 財務局の管轄区域を異にする債務承継等の場合

債務承継等が行われた貸付金の元金又は利子について元利金受入内訳書を作成のうえ、出納規則第16条第1項の規定により確定済額の減額の確定をするとともに理財局長に対し当該減額に係る同規則第11条第2項に定める事項を通知し、又は同規則第16条第1項の規定により徴収決定済額の減額の確定をするとともに歳入徴収官等に対し当該減額に係る財政融資資金運用利殖金徴収内訳書を送付した後、第51条又は第53条に規定するところにより新地方公共団体がある区域を管轄する財務局長（以下「新財務局長」という。）に事務を引き継ぐものとする。この場合において、当該事務の引継ぎを受けた新財務局長は、当該引継ぎを受けた貸付金の元金又は利子について元利金受入内訳書を作成のうえ、同規則第16条第1項の規定により元金の確定をするとともに理財局長に対し同規則第11条第2項に定める事項を通知し、又は同規則第16条第1項の規定により利子の確定をするとともに歳入徴収官等に対し財政融資資金運用利殖金徴収内訳書を送付するものとする。

二 確定済額又は徴収決定済額について誤りゆうを発見した場合

イ 確定済額又は徴収決定済額がそれぞれ償還を受けるべき元金の額又は支払を受けるべき利子の額に満たない場合

その満たない金額について元利金受入内訳書を作成のうえ、出納規則第16条第1項の規定により確定済額の増額の確定をするとともに理財局長に対し当

該増額に係る同規則第11条第2項に定める事項を通知し、又は同規則第16条第1項の規定により徴収決定済額の増額の確定をするとともに歳入徴収官等に対し当該増額に係る財政融資資金運用利殖金徴収内訳書を送付するものとする。

ロ 確定済額又は徴収決定済額がそれぞれ償還を受けるべき元金の額又は支払を受けるべき利子の額を超えている場合

その超えている金額について元入金受入内訳書を作成のうえ、出納規則第16条第1項の規定により確定済額の減額の確定をするとともに理財局長に対し当該減額に係る同規則第11条第2項に定める事項を通知し、又は同規則第16条第1項の規定により徴収決定済額の減額の確定をするとともに歳入徴収官等に対し当該減額に係る財政融資資金運用利殖金徴収内訳書を送付するものとする。

2 財務局長は、1口の貸付金の元金又は利子の金額の全部の額が確定もれとなっている場合には、第11条から第14条までの規定により元金又は利子の受入れに関する手続をするものとする。

#### (元入金受入内訳書の整理)

**第17条** 財務局長は、前条第1項の規定により元金の確定の変更又は利子の確定の変更をした場合には、変更前の金額について作成した元入金受入内訳書の備考欄には「何年何月何日何のため第何号において元金の確定の変更又は利子の確定の変更をした。」と、変更後の金額について作成した元入金受入内訳書の備考欄には「第何号において確定をした元金の額又は確定をした利子の額を何のため何年何月何日変更するとともに、理財局長に対し当該変更に係る同規則第11条第2項に定める事項を通知し、歳入徴収官等に対し当該変更に係る財政融資資金運用利殖金徴収内訳書を送付した。」とそれぞれ記入するものとする。この場合において、次条第1項の規定により納付書を地方公共団体に送付するときは、更に「納付書何年何月何日第何号」と記入するものとする。

#### (納入告知書等の送付)

**第18条** 財務局長は、第16条第1項の規定により利子の確定の変更をするとともに歳入徴収官等に対し当該変更に係る財政融資資金運用利殖金徴収内訳書を送付した場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより処理するものとする。

一 債務承継等により徴収決定済額の変更をした場合

納入告知書又は納付書を送付した後において納付期限到来前に債務承継等が行われ、かつ、当該納入告知書又は納付書により収納すべき利子が収納済となつ

ていない場合において、代行機関が出納規則第19条の2の規定により歳入徴収官等から納付書の送付に関し納入告知書等送付指示書の送付を受け、新地方公共団体については債務承継等の金額に係る納付書を、旧地方公共団体については債務承継等の額を差し引いた金額に係る納付書を送付し、その旨を当該納入告知書等送付指示書において明らかにした場合には、別紙第13号書式の財政融資資金貸付金元利金仕訳書差換通知書を作成し、直ちに当該地方公共団体に送付するものとする。

## 二 確定済額又は徴収決定済額について誤りゆうを発見した場合

第16条第1項第2号イの規定により確定済額の増額の確定をするとともに理財局長に対し当該増額に係る出納規則第11条第2項に定める事項を通知し又は徴収決定済額の増額の確定をするとともに歳入徴収官等に対し当該増額に係る財政融資資金運用利殖金徴収内訳書を送付した場合には当該増加額に係る納入告知書について、第16条第1項第2号ロの規定により確定済額の減額の確定をするとともに理財局長に対し当該減額に係る同規則第11条第2項に定める事項を通知し又は徴収決定済額の減額の確定をするとともに歳入徴収官等に対し当該減額に係る財政融資資金運用利殖金徴収内訳書を送付した場合には当該減額をした後における金額に係る納付書について、代行機関が同規則第19条の2の規定により歳入徴収官等から納入告知書等送付指示書の送付を受け第14条第1項の規定に基づく処理を行う場合には、財政融資資金貸付金元利金仕訳書差換通知書を作成し、直ちにこれを地方公共団体に送付するものとする。

- 2 財務局長は、前項において代行機関が納入告知書又は納付書を地方公共団体に送付する場合には、元利金受入内訳書に基づき元利金仕訳書を作成し、これを送付するものとする。この場合において、当該元利金仕訳書の摘要欄には「何年何月何日何により変更（又は追加）」と記入するものとする。

### （収納済の場合の処理）

- 第19条** 財務局長は、第16条第1項の規定により元金の確定の変更又は利子の確定の変更をしようとする場合において、変更前の確定済額及び徴収決定済額が既に収納済となつているときは、第29条から第33条までの規定により元金又は利子の受入過不足の処理をするものとする。

### 第3節 元利金受入済の登記

#### （貸付金元帳等への登記）

- 第20条** 財務局長は、理財局長又は歳入徴収官等から出納規則第21条の2に基づく元金受入済の通知又は第22条に基づく領収済の通知を受けた場合には、直ちに当該各通知と元利金受入内訳書及び貸付金元帳とを照合し、元利金受入内訳書、貸

付金元帳及び長期資金等貸付金元帳総括簿に必要な事項を登記するものとする。この場合において、元金の確定の変更又は利子の確定の変更をしたことにより、元利金受入内訳書が変更前のものと変更後のものとの2種あるときは、元金の受入済額又は利子の収納済歳入額は、変更前の元利金受入内訳書の該当欄に記入するものとする。

- 2 前項の規定により貸付金元帳に登記をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。
  - 一 長期資金等貸付金元帳への受入済の登記  
受入年月日及び受入済額又は収納済歳入額の登記をするものとする。
  - 二 起債前貸等貸付金元帳又は短期資金貸付金元帳への受入済の登記  
受入年月日及び受入済額又は収納済歳入額の登記をするものとする。この場合において、起債前貸等を2回以上行っているものに係る利子の受入れについては、その合計額をもって登記することができるものとする。
- 3 第1項の規定により元利金受入内訳書に登記をする場合には、次の各号に定めるところによるものとする。
  - 一 地方公共団体ごとに受入年月日及び受入済額又は収納済歳入額の合計額をもって登記するものとする。
  - 二 元利金の支払期日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、12月31日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）又は土曜日（指定店の休日をいう。以下「休日」という。）に当たるため当該休日の翌日に元金又は利子を受け入れた場合には、備考欄に「支払期日休日」と記入するものとする。

#### 第4節 元利金等の延滞

##### （延滞整理簿の作成等）

- 第21条** 財務局長は、元金又は利子若しくは補償金の払込みが延滞していると認められる場合には、直ちに別紙第14号書式の財政融資資金貸付金元利金等延滞整理簿（以下「延滞整理簿」という。）を作成し、その処理の経緯を登記するものとする。
- 2 財務局長は、元金又は利子若しくは補償金の払込みが延滞していると認められる場合において、当該元金又は利子若しくは補償金の受入が確認できた場合には、直ちに理財局長又は歳入徴収官等に対しその旨を報告するものとする。

##### （違約金の確定等）

- 第22条** 財務局長は、元金の償還又は利子若しくは補償金の支払が延滞して払い込まれた場合には、違約金の支払を受けるため、貸付金元帳及び関係書類に基づき当

- 該違約金に係る元利金受入内訳書を作成のうえ、出納規則第11条第1項の規定により違約金の確定をするとともに同規則第12条第1項の規定により、財政融資資金運用利殖金徴収内訳書を歳入徴収官等に対し送付し、地方公共団体に対して当該違約金の納入の告知をすべきことを請求するものとする。この場合において、延滞日数、違約金の額及び支払期日は、次条から第26条までの規定によるものとする。
- 2 財務局長は、第47条の規定により災害その他の不可抗力により違約金の支払を免除した場合には、第48条に規定するところにより延滞利子の確定をするものとする。
  - 3 財務局長は、元金、利子又は補償金について延滞があつた場合には、その処理の経緯を別紙第14号書式の財政融資資金貸付金元利金等延滞整理簿（以下「延滞整理簿」という。）に登記するものとする。

#### （延滞日数の算出）

**第23条** 延滞日数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

- 一 元金の償還期日又は利子若しくは補償金の支払期日が休日以外の場合  
元金の償還期日又は利子若しくは補償金の支払期日の翌日から延滞に係る元金、延滞に係る利子又は延滞に係る補償金の払込みが行われた日までの日数をそれぞれ元金、利子又は補償金の延滞日数とする。
- 二 元金の償還期日又は利子若しくは補償金の支払期日が休日に当たる場合  
次条第2項の規定により算出した日数をそれぞれ元金、利子又は補償金の延滞日数とする。

#### （元金の償還期日又は利子若しくは補償金の支払期日が休日に当たる場合の取扱い）

- 第24条** 元金の償還期日又は利子若しくは補償金の支払期日が休日に該当し、当該休日に当たる期日の翌日（当該休日に当たる期日に引き続いた休日がある場合は、当該休日の最終の休日の翌日とする。以下同じ。）に元金の償還又は利子若しくは補償金の支払が行われた場合には、延滞としての取扱いをしないものとし、当該休日に当たる期日の翌日については、約定の利率による利子は徴収しないものとする。
- 2 元金の償還期日又は利子若しくは補償金の支払期日が休日に該当し、当該休日に当たる期日の翌々日（当該休日に当たる期日に引き続いた休日がある場合は、当該引き続いた休日の最終の休日の翌々日とする。以下同じ。）以降に元金の償還又は利子若しくは補償金の支払が行われた場合には、当該休日に当たる期日の翌々日から元金の償還又は利子若しくは補償金の支払が行われた日までの日数をそれぞれ元金、利子又は補償金の延滞日数とするものとする。



**(違約金の額の算出)**

**第25条** 違約金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式により算出するものとする。この場合において、当該違約金の額は貸付金1口ごとに算出するものとし、算出された金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

一 元金、利子又は補償金のいずれか1つが延滞した場合

(延滞に係る元金(又は延滞に係る利子)(又は延滞に係る補償金)×違約金の割合(年利率)×延滞日数)÷365

二 元金、利子又は補償金のいずれか2つが延滞した場合

イ 延滞日数が同じである場合

(延滞に係る元金及び延滞に係る利子の合計額(又は延滞に係る元金及び延滞に係る補償金の合計額)(又は延滞に係る利子及び延滞に係る補償金の合計額)×違約金の割合(年利率)×延滞日数)÷365

ロ 延滞日数が異なる場合

(延滞に係る元金(又は延滞に係る利子)(又は延滞に係る補償金)×違約金の割合(年利率)×延滞日数)÷365

三 元金、利子及び補償金が延滞した場合

イ 延滞日数が同じである場合

(延滞に係る元金、延滞に係る利子及び補償金の合計額×違約金の割合(年利率)×延滞日数)÷365

ロ 延滞日数が異なる場合

(1) 元金、利子又は補償金のいずれか1つが異なる場合

(延滞に係る元金及び延滞に係る利子の合計額(若しくは延滞に係る補償金)(又は延滞に係る元金及び延滞に係る補償金の合計額(若しくは延滞に係る利子))(又は延滞に係る元金(若しくは延滞に係る利子及び延滞に係る補償金の合計額))×違約金の割合(年利率)×延滞日数)÷365

(2) 元金、利子又は補償金がそれぞれ異なる場合

(延滞に係る元金(又は延滞に係る利子)(又は延滞に係る補償金)×違約金の割合(年利率)×延滞日数)÷365

**(違約金の支払期日の指定)**

**第26条** 違約金の支払期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより指定するものとする。

一 違約金の金額(未徴収となつている違約金がある場合には、当該違約金を合算した金額とする。以下この条において同じ。)が500円以上である場合又は当

該違約金を支払うべき地方公共団体に係る財政融資資金の貸付現在額がない場合

延滞に係る元金、延滞に係る利子又は延滞に係る補償金の払込みが行われた日から1か月以内の適宜の日

二 違約金の金額が500円未満である場合

当該違約金を支払うべき地方公共団体に係る最近に到来する元利金の支払期日

(違約金に係る納入告知書の送付)

**第27条** 代行機関は、財務局長が第22条第1項の規定により違約金の確定をするとともに歳入徴収官等に対して当該違約金の納入の告知をすべきことを請求した場合において、当該違約金に係る納入告知書について出納規則第19条の2の規定により歳入徴収官等から納入告知書等送付指示書の送付を受けた場合には、第14条第1項の規定に基づき処理するものとする。

2 財務局長は、前項の規定により代行機関が納入告知書を地方公共団体に送付する場合には、第14条第2項の規定に基づく処理を行うものとする。

3 財務局長は、前項の規定により元利金仕訳書を作成した場合には、遅滞なく当該元利金仕訳書の写しを理財局長に送付するものとする。

(帳簿への登記)

**第28条** 財務局長は、歳入徴収官等から出納規則第22条に基づく領収済の通知を受けた場合には、当該通知と元利金受入内訳書とを照合し、元利金受入内訳書、貸付金元帳及び延滞整理簿に必要な事項を登記するものとする。この場合において、当該違約金が普通地方長期資金等に係るものであるときは、更に長期資金等貸付金元帳の摘要欄に「元金（又は利子）（又は補償金）何年何月何日受入れ、違約金何円何年何月何日収納」と記入するものとする。

**第5節 受入過不足の処理**

(元金について払込超過があつた場合の取扱い)

**第29条** 財務局長は、第20条第1項の規定により元金受入済の通知と元利金受入内訳書及び貸付金元帳とを照合した場合において、当該通知に係る金額が償還を受けべき元金の額を超えているときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより元金の確定又は確定の変更をするものとする。

一 償還を受けべき元金の確定をしていない場合

償還を受けべき元金の額について元利金受入内訳書を作成し、第11条第1項の規定に準じて元金の確定をするともに出納規則第11条第2項に定める事項を理財局長に通知するものとする。この場合において、元利金受入内訳書の

元金の確定済額の欄には償還を受けるべき元金の額を記載し、元金の受入済額の欄には償還を受けるべき元金の額及び償還を受けるべき元金の額を超えている金額（以下「払込超過額」という。）の合計額をもつて登記するとともに、払込超過額を括弧書するものとする。

## 二 確定済額が償還を受けるべき元金の額を超えている場合

元金の確定をした際に作成した元利金受入内訳書の元金の受入済額の欄に受入済額（払込超過額を含む。）を登記のうえ、払込超過額に相当する金額について第16条第1項第2号口の規定に準じて元利金受入内訳書を作成し、確定済額の減額の確定をするとともに理財局長に対し当該減額に係る出納規則第11条第2項に定める事項を通知するものとする。この場合において、元金の確定済額の欄及び受入済額の欄には、払込超過額を記入するものとする。

- 2 財務局長は、元金について払込超過があつた場合において、理財局長から借用証書記番号別の内訳を付して「何年何月何日第何号財政融資資金貸付金元金払込書による元金の償還は、払込超過となつている。」旨の通知を受けた場合には、その内容を確認し、当該元金の払込超過があつた地方公共団体に対しその旨を通知するとともに、払込超過額について還付請求すべき旨を併せて通知するものとする。
- 3 財務局長は、払込超過があつた旨を通知した地方公共団体から払込超過額について還付の請求を受けた場合には、理財局長に対しその旨を報告するとともに、当該払込超過額について還付を請求し、併せて別紙第15号書式の財政融資資金払込超過額払戻通知書を当該地方公共団体に送付するものとする。この場合において、元利金受入内訳書の備考欄には、払込超過額を還付した旨並びに当該払戻通知書の文書の日付及び番号を記入するものとする。

### （利子又は補償金について過誤納があつた場合の取扱い）

**第30条** 財務局長は、第20条第1項の規定により領収済の通知と元利金受入内訳書及び貸付金元帳とを照合した場合において、当該通知に係る金額が支払を受けるべき利子又は補償金の額を超えているときは、貸付金元帳及び領収済の通知その他の関係書類に基づき、支払を受けるべき利子又は補償金の額を超えている金額（以下「過誤納額」という。）に相当する金額について出納規則第16条第1項の規定により減額の確定をするとともに、歳入徴収官等に対し当該減額に係る財政融資資金運用利殖金徴収内訳書を送付するものとする。この場合において、減額の確定をする際に作成する元利金受入内訳書の徴収決定済額の欄及び収納済歳入額の欄には過誤納額に相当する金額を記載（収納済歳入額の欄は括弧書とする。）するものとする。

- 2 財務局長は、徴収決定外誤納の調査決定をした歳入徴収官等から「歳入徴収官事務規程第13条第2項の規定により、徴収決定外誤納の旨及び当該金額について官

署支出官又は資金前渡官吏に対して還付の請求をすべき旨を納入者（地方公共団体）に通知する。」旨の通知を受けた場合には、その内容を確認し、納入者（地方公共団体）にその旨を通知するものとする。この場合において、前項の規定により作成した元入金受入内訳書の備考欄には、当該通知書の文書の日付及び番号を記入するものとする。

#### （元金について払込不足があつた場合の取扱い）

**第31条** 財務局長は、第20条第1項の規定により元金受入済の通知と元入金受入内訳書及び貸付金元帳とを照合した場合において、当該通知に係る金額が償還を受けるべき元金の額に満たないときは、償還を受けるべき元金の額に満たない金額（以下「元金払込不足額」という。）について第21条から第28条までの規定により延滞の処理をするとともに、その償還を受けた元金に確定もれがある場合又は確定済額に誤りゆうがある場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより元金の確定又は確定の変更をするものとする。

##### 一 元金1口に対する償還において払込不足があつた場合

イ 確定済額が償還を受けるべき元金の額に満たない場合において、理財局長から当該確定済額と同額の払込みを受けた旨の通知を受けたときは、その払込みを受けた金額について元入金受入内訳書に受入済の登記をするとともに、当該償還を受けるべき元金の額と当該確定済額との差額に相当する金額（確定もれとなつている金額）について新たに元入金受入内訳書を作成し、出納規則第16条第1項の規定により確定済額の増額の確定をするとともに理財局長に対し当該増額に係る同規則第11条第2項に定める事項を通知するものとする。

ロ 確定もれの場合で払込不足があつた場合において、理財局長からその払込みを受けた金額について通知を受けたときは、その金額を元入金受入内訳書の受入済額の欄及び確定済額の欄に記載して出納規則第11条第3項の規定により元金の確定をするとともに、償還を受けるべき元金の額と当該確定済額との差額に相当する金額（確定もれとなつている金額）について新たに元入金受入内訳書を作成し、同規則同条第1項の規定により元金の確定をするとともに理財局長に対し当該確定に係る同規則第11条第2項に定める事項を通知するものとする。

##### 二 元金2口以上の合計額に対する償還において払込不足があつた場合

イ 元金払込不足額が1口又は2口以上の償還を受けるべき元金の全部の額である場合

(1) 確定済額が償還を受けるべき元金の額に満たない場合において、理財局長から当該確定済額と同額の払込みを受けた旨の通知を受けたときは、その払込みを受けた金額について元入金受入内訳書に受入済の登記をするとともに、

当該償還を受けるべき元金の額と当該確定済額との差額に相当する金額（確定もれとなつている金額）について新たに元入金受入内訳書を作成し、出納規則第11条第1項の規定により元金の確定をするとともに同規則同条第2項に定める事項を理財局長に通知するものとする。

(2) 確定もれの場合において払込不足があつたときは、その払込みを受けた金額を次に定める充当順序に従い順次償還を受けるべき元金の各口に充当し、充当したものにあつてはその充当をした金額を元入金受入内訳書の受入済額の欄及び確定済額の欄に記載して出納規則第11条第3項の規定により元金の確定をし、充当し得なかつたものにあつてはその充当し得なかつた金額を元入金受入内訳書の確定済額の欄に記載して同規則同条第1項の規定により元金の確定をするとともに同規則同条第2項に定める事項を理財局長に通知するものとする。

① 違約金に係る特約のあるものについては、違約金の割合の高いものから順次充当する。

② ①により充当した後、なお残額がある場合には、約定の利率の高いものから順次充当する。

③ ①又は②において、違約金の割合又は約定の利率を同じくするものが2口以上ある場合には、貸付年月日の古いものから順次充当する。

ロ 元金払込不足額が1口の償還を受けるべき元金の一部の額である場合前号の規定に準じて処理するものとする。

2 財務局長は、前項に定めるものを除くほか、元金の払込不足があり、元金の確定又は確定の変更をしなければならない場合には、前項の規定に準じてその処理をするものとする。

#### (利子又は補償金について払込不足があつた場合の取扱い)

**第32条** 財務局長は、第20条第1項の規定により領収済の通知と元入金受入内訳書及び貸付金元帳とを照合した場合において、当該通知に係る金額が支払を受けるべき利子又は補償金の額に満たないときは、支払を受けるべき利子又は補償金の額に満たない金額（以下「利子又は補償金払込不足額」という。）について第21条から第28条までの規定により延滞の処理をするとともに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより利子又は補償金の確定をするものとする。

一 利子又は補償金1口に対する支払において払込不足があつた場合

歳入徴収官等から払込みを受けた金額について通知を受けた場合には、その金額について元入金受入内訳書に収納済の登記をするとともに、利子又は補償金払込不足額について新たに元入金受入内訳書を作成し、出納規則第16条第1項の規定により徴収決定済額の増額の確定をするとともに歳入徴収官等に対し当該

増額に係る財政融資資金運用利殖金徴収内訳書を送付するものとする。

二 利子又は補償金2口以上の合計額に対する支払において払込不足があつた場合

イ 利子又は補償金払込不足額が1口又は2口以上の支払を受けるべき利子又は補償金の全部の額である場合

歳入徴収官等から払込みを受けた金額について通知を受けた場合は、その金額について元利金受入内訳書に収納済の登記をするとともに、利子又は補償金払込不足額について新たに元利金受入内訳書を作成し、出納規則第11条第1項の規定により利子又は補償金の確定をするとともに同規則第12条第1項の規定により、財政融資資金運用利殖金徴収内訳書を歳入徴収官等に対し送付し、地方公共団体に対して当該利子又は補償金の納入の告知をすべきことを請求するものとする。

ロ 利子又は補償金払込不足額が1口の支払を受けるべき利子又は補償金の一部の額である場合

前号の規定に準じて処理するものとする。

2 財務局長は、代行機関が出納規則第19条の2の規定により歳入徴収官等から前項の規定に係る納入告知書の送付に関し納入告知書等送付指示書の送付を受け、第14条第1項の規定に基づき処理する場合には、同条第2項の規定に基づき元利金仕訳書を作成し、これを当該利子又は補償金払込不足額を納付すべき地方公共団体に送付するものとする。この場合において、当該利子又は補償金払込不足額が1口の一部の額であるときは、元利金仕訳書の適要欄に「払込所要額何円中何円は、何年何月何日第何号の納入告知書により収納済」と記入するものとする。

3 財務局長は、前項の規定により元利金仕訳書を作成した場合には、遅滞なく当該元利金仕訳書の写しを理財局長に送付するものとする。

#### (元利金仕訳書の送付)

**第33条** 財務局長は、第29条又は第31条の規定により元利金受入内訳書を作成した場合には、遅滞なく当該元利金受入内訳書に基づき元利金仕訳書を作成し、これを理財局長に送付するものとする。

### 第5章 元利金の完済

#### (借用証書の返還)

**第34条** 財務局長は、1口の貸付金についてその元金及び利子(補償金、違約金及び延滞利子を含む。)が完済された場合には、当該貸付金に係る借用証書について、出納規則第35条第2項の規定により別紙第17号書式の財政融資資金借用証書返還指図書(以下「借用証書返還指図書」という。)を当該借用証書を保管してい

る日本銀行統轄店に送付し、その返還の手続をさせるものとする。

**(貸付金元帳の除却)**

**第35条** 財務局長は、日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則（昭和49年大蔵省令第23号。以下「日本銀行出納規則」という。）第18条第1号の規定により日本銀行統轄店から財政融資資金借用証書返還済通知書の送付を受けた場合には、当該返還済通知書に記載されている貸付金に係る貸付金元帳の摘要欄に「借用証書返還済」と記入し、当該貸付金元帳を除却するものとする。

**第6章 財政融資資金に係る突合**

**第1節 日本銀行との突合**

**第36条** 削除

**第37条** 削除

**(借用証書保管高の突合)**

**第38条** 財務局長は、日本銀行出納規則第24条の規定により日本銀行統轄店から財政融資資金借用証書保管高表の送付を受けた場合には、貸付金元帳及び長期資金等貸付金元帳総括簿と突合のうえ、その保管高を確認するものとする。

**第2節 地方公共団体との突合**

**(貸付現在高の確認等)**

**第39条** 財務局長は、管轄区域内の地方公共団体に係る毎年度末現在における財政融資資金の貸付現在高について、別紙第18号書式の財政融資資金貸付金残高表を作成した場合には、貸付金元帳及び長期資金等貸付金元帳総括簿と照合確認のうえ、当該貸付金残高表を地方公共団体に送付し、当該地方公共団体の確認を受け、毎年度経過後2か月以内にその返付を受けるものとする。

2 財務局長は、前項の規定により地方公共団体と貸付現在高の突合をした結果、相違がある場合には、その原因を調査し、当該相違の原因が財務局にあるときは、直ちに関係諸帳簿について訂正の措置を執るものとし、当該相違の原因が地方公共団体にあると認められるときは、直ちにその旨を当該地方公共団体に通知するものとする。

**第7章 債権の内容の変更等に係る手続**

**第1節 繰上償還**

**第1款 任意繰上償還**

(任意繰上償還の承認)

第40条 財務局長は、管理運用規則第44条第2項の規定により地方公共団体から同規則別紙第26号書式の財政融資資金借入金繰上償還承認申請書（以下「繰上償還承認申請書」という。）の提出を受けた場合には、次の各号に定めるところにより審査し、当該申請に基づく繰上償還（以下「任意繰上償還」という。）を承認して差し支えないものと認めるときは、同規則同条第5項の規定により同規則別紙第28号の2書式（甲）又は同書式（乙）の財政融資資金貸付金繰上償還承認通知書（以下「繰上償還承認通知書」という。）を当該地方公共団体に送付するものとする。

一 普通地方長期資金等

イ 繰上償還日

繰上償還承認申請日後、補償金計算等に要する日数を勘案した日とするものとする。

ロ 繰上償還の方法

繰上償還額の全部の額について一時に行うものとする。

ハ 繰上償還後の残存元金に係る償還条件

利率、最終償還期限、元利金の支払期日及び元利金の支払方法等の償還条件は、繰上償還が行われる前の償還条件と同一とする。

ニ 繰上償還日において徴収すべき利子の額

繰上償還日において徴収すべき利子の額は、次の算式により算出するものとし、算出された金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。この場合において、元利金の支払期日が休日に当たるため、当該休日の翌日を繰上償還日に指定したときは、(2)に規定する算式によるものとする。

(1) 約定における元利金の支払期日に繰上償還が行われる場合

約定により当該元利金の支払期日に徴収すべき利子の額

(2) 約定における元利金の支払期日以外の日繰上償還が行われる場合

$(\text{繰上償還前の貸付現在額} \times \text{貸付年利率} \times \text{繰上償還日の直前の元利金の支払期日の翌日から繰上償還日までの日数}) \div 365$

ホ 繰上償還日において徴収すべき補償金の額

繰上償還日において徴収すべき補償金の額は、次の(1)に掲げる額が(2)に掲げる額を超える場合における当該超過額（財務局長が送付する同一の繰上償還承認通知書に2以上の記番号が異なる借用証書（以下このホにおいて「異なる借用証書」という。）があるときは、異なる借用証書ごとに計算した(1)に掲げる額の合計額が(2)に掲げる額の合計額を超える場合における当該超過額）とするものとし、当該超過額に1円未満の端数があるときは、その端数



を切り捨てるものとする。

- (1) 各支払期日ごとに計算した次の額の合計額 繰上償還前の長期資金等償還年次表に当該支払期日の元利金の償還所要額（支払期日以外の日には繰上償還が行われるときの繰上償還日の翌日以降最初に到来する支払期日（以下この（1）において「最初に到来する支払期日」という。）における利子の額については、当該最初に到来する支払期日に記載された利子の額から、当該最初に到来する支払期日直前の支払期日の翌日から繰上償還日までの利子として繰上償還日に支払う額を控除した額）から、繰上償還承認通知書に添付される繰上償還後の長期資金等償還年次表に当該支払期日の元利金の償還所要額として記載された額を控除した額に、当該支払期日と繰上償還日との期間に最も近い残存期間を有する国債の利回りを勘案して財務大臣が定める割引率を乗じた額

- (2) 借入金に係る繰上償還額

## 二 起債前貸等及び地方短期資金

繰上償還日において徴収すべき利子の額は、次の算式により算出するものとし、算出された金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。この場合において、繰上償還日の前に利子の支払期日がある場合又は1口の貸付金の一部の額に係る繰上償還（以下「一部繰上償還」という。）が行われている場合は、算式中「貸付日」とあるのは「利子の支払期日」又は「一部繰上償還日」と読み替えるものとする。

$(\text{貸付現在額} \times \text{貸付年利率} \times \text{貸付日の翌日から繰上償還日までの日数}) \div 365$

- 2 財務局長は、前項第一号の規定により繰上償還を承認する場合において、繰上償還後の残存元金があるとき（繰上償還日が利率見直し日の場合を除く。）は、繰上償還承認通知書に繰上償還後の長期資金等償還年次表を添付するものとする。

### （追証書の受領及び保管依頼）

**第41条** 財務局長は、前条の規定により繰上償還承認通知書を地方公共団体に送付した場合において、当該承認通知書に管理運用規則別紙第10号書式の追証書（以下「追証書」という。）の提出を指定しているときは、当該地方公共団体から追証書の提出を受けるものとする。

- 2 財務局長等は、前項の規定により地方公共団体から追証書の提出を受けた場合には、その内容を確認し、当該追証書の保管を出納規則第35条第1項の規定により日本銀行統轄店に依頼する場合には、保管依頼日、保管依頼枚数、送付方法等を当該日本銀行統轄店と調整のうえ、当該追証書に別紙18号の2書式の追証書保管依頼書を添付し、当該日本銀行統轄店に送付するものとする。

## 第2款 強制繰上償還

### (繰上償還額の決定等)

第42条 財務局長は、地方公共団体から管理運用規則別紙第18号書式(甲)又は同書式(乙)の財政融資資金普通地方長期資金等借用証書特約条項第10条第2項による申し出を受けた場合のうち、当該地方公共団体が繰上償還を申し出るものは、当該地方公共団体から別紙第19号の2書式の財政融資資金借入金繰上償還申出書の提出を受け、これを審査するものとする。

2 財務局長は、地方公共団体(転貸先を含む。)の財政融資資金の借入れ又はその使用等に関し、貸付先実地監査若しくはその他の方法により不備不当事項があることを発見した場合、管理運用規則別紙第15号書式の財政融資資金起債前貸等借用証書特約条項第4条の各号の一に該当した場合、同規則別紙第18号書式(甲)又は同書式(乙)の財政融資資金普通地方長期資金等借用証書特約条項第4条の各号の一に該当した場合又は同規則別紙第21号書式の財政融資資金地方短期資金借用証書特約条項第3条第2項に該当した場合において、当該不備不当事項等に係る貸付金の全部又は一部について繰上償還(以下「強制繰上償還」という。)をさせる必要があると認めるときは、管理運用規則第44条第1項の規定により繰上償還させる理由、繰上償還額、繰上償還日その他必要な事項を記載した文書を当該地方公共団体に送付するものとする。この場合において、当該強制繰上償還に係る事務手続を円滑かつ確実に行うため、当該文書に別紙第20号書式の財政融資資金借入金繰上償還確認書(以下「繰上償還確認書」という。)を添付し、その返送を受けものとする。

3 財務局長は、前項の規定により強制繰上償還をさせる旨の文書を地方公共団体に送付する場合には、繰上償還額については別に定めるところにより算出するものとし、繰上償還の方法、繰上償還後の残存元金に係る償還条件及び繰上償還日において徴収すべき利子の額については第40条の規定に準じて定めるものとし、繰上償還日については約定における元利金の支払期日(元利金の支払期日が休日に当たる場合は、当該休日の翌日)を繰上償還日とする。ただし、事情やむを得ないものと認められる場合は、約定における元利金の支払期日以外の日を繰上償還日とすることができる。

4 財務局長は、前項に規定する繰上償還の方法を定める場合において、地方公共団体から財政上の理由により繰上償還額を2回以上に分割して行う繰上償還(以下「分割繰上償還」という。)の申出があつたときは、事情やむを得ないものと認められる場合に限り分割繰上償還をさせることができるものとする。この場合において、分割繰上償還をすることのできる期間は、第1回目の繰上償還日から3年以内(3年以内に最終償還期限が到来するものにあつては1年以内とする。)の期間とし、各分割繰上償還日における償還額は各回均等(端数が生じたときは第1回目に

合算する。)とするものとする。

#### (追証書の受領及び保管依頼)

**第43条** 財務局長は、前条第2項後段の規定により地方公共団体から繰上償還確認書の返送を受けた場合において、当該地方公共団体に対し追証書の提出を指定しているときは、当該地方公共団体から追証書の提出を受けるものとする。

2 財務局長等は、前項の規定により地方公共団体から追証書の提出を受けた場合には、第41条第2項の規定に基づきその内容を確認のうえ、当該地方公共団体に係る借用証書を保管している日本銀行統轄店に送付するものとする。

#### 第3款 繰上償還に伴う元利金等の受入れ等

##### (繰上償還に伴う元利金等の受入れ)

**第44条** 財務局長は、任意繰上償還又は強制繰上償還に係る元金又は利子（補償金を含む。）の受入れの手続をする場合には、第10条、第11条、第13条及び第14条の規定に準じて行うものとする。

##### (貸付金元帳への登記等)

**第45条** 財務局長は、地方公共団体に対し繰上償還承認通知書を送付した場合又は地方公共団体から繰上償還確認書の返送を受けた場合には、当該貸付金に係る貸付金元帳の摘要欄に「何年何月何日繰上償還」と記入するものとする。ただし、次に規定する繰上償還の場合は、この限りでない。

2 財務局長は、普通地方長期資金等の1口の貸付金の全部若しくは一部の額に係る分割繰上償還又は一部繰上償還が行われたものについて、新たな長期資金等貸付金元帳及び長期資金等償還年次表を作成した場合には、当該繰上償還に係る決議書類及び旧長期資金等貸付金元帳と照査確認のうえ、当該長期資金等償還年次表を地方公共団体に送付し、受領した旨の通知を受けるものとする。この場合において、新長期資金等貸付金元帳及び旧長期資金等貸付金元帳の摘要欄には「何年何月何日繰上償還により改帳（繰上償還額何円）」とそれぞれ記入するものとする。

#### 第2節 災害等に係る違約金の免除の承認

##### (災害等に係る違約金の免除の承認申請)

**第46条** 財務局長は、地方公共団体から災害その他の不可抗力により元金の償還期日又は利子若しくは補償金の支払期日（当該償還期日又は支払期日が休日に当たる場合には、当該償還期日又は支払期日の翌日とする。以下同じ。）に償還又は支払をすることができなかつたことについて約定により違約金の支払の免除の承認を求められた場合には、当該地方公共団体から災害その他の不可抗力により償還又は

支払をすることができなかつた事実を証する書面を添えて別紙第21号書式の災害等に係る違約金免除承認申請書を提出させるものとする。

**(災害等に係る違約金の免除の承認通知)**

**第47条** 財務局長は、前条の規定により地方公共団体から災害等に係る違約金免除承認申請書の提出を受けた場合には、これを審査し、元金の償還期日又は利子若しくは補償金の支払期日に償還又は支払をすることができなかつた理由が災害その他の不可抗力によるものであると認められるときは、当該償還期日又は支払期日の翌日から災害その他の不可抗力により償還又は支払をすることができなかつた期間（当該期間の末日が休日に当たる場合は、その翌日までの期間とする。）に係る違約金の支払を免除することとし、次条の規定により算出した延滞利子を徴する旨を記載した別紙第22号書式の災害等に係る違約金免除承認通知書を当該地方公共団体に送付するものとする。

**(延滞利子の確定等)**

**第48条** 財務局長は、前条の規定により違約金の支払を免除した期間について延滞利子の確定をする場合には、第22条から第28条までの規定に準じて延滞利子に係る元利金受入内訳書を作成のうえ、当該延滞利子の確定をするとともに財政融資資金運用利殖金徴収内訳書を歳入徴収官等に対し送付し、地方公共団体に対して当該延滞利子の納入の告知をすべきことを請求するものとする。この場合において、延滞利子の額は貸付金1口ごとに次の算式により算出するものとし、算出された金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

$$\text{(延滞に係る元金及び延滞に係る補償金の合計額} \times \text{貸付年利率} \times \text{延滞日数)} \div 365$$

**(貸付金元帳等への登記)**

**第49条** 財務局長は、第47条の規定により違約金の支払の免除の承認をした場合には、貸付金元帳の摘要欄及び延滞整理簿の備考欄に「災害等による違約金支払免除」と記入するものとする。

**第3節 債務承継等**

**第1款 債務承継**

**(同一の財務局の管轄区域内における債務承継)**

**第50条** 財務局長は、同一の財務局の管轄区域内の地方公共団体の間において債務承継が行われたことにより、管理運用規則第39条第1項の規定に基づき地方公共団体から同規則別紙第9号書式の財政融資資金債務承継通知書（以下「債務承継通

知書」という。)の提出を受けた場合には、次の各号に定めるところにより処理するものとする。

一 地方公共団体への通知

1口の貸付金の一部の額に係る債務承継(以下「一部債務承継」という。)について債務承継通知書の提出を受けた場合には、新地方公共団体に対し別紙第23号書式の財政融資資金借用証書提出請求書を送付し、旧地方公共団体が在続する場合であつて当該旧地方公共団体から追証書を徴する必要があるときは、当該旧地方公共団体に対し別紙第24号書式の追証書提出請求書を送付するものとする。

二 日本銀行統轄店への通知

イ 1口の貸付金の全部の額に係る債務承継(以下「全額債務承継」という。)の場合

全額債務承継について債務承継通知書の提出を受けた場合には、別紙第25号書式の財政融資資金債務承継連絡書を新地方公共団体に係る日本銀行統轄店(以下「新統轄店」という。)に送付するものとする。この場合において、新統轄店が旧地方公共団体に係る日本銀行統轄店(以下「旧統轄店」という。)と異なるときは、更に旧統轄店に対し別紙第26号書式の財政融資資金借用証書引継指図書(債務承継)を送付するものとする。

ロ 一部債務承継の場合

(1) 新統轄店

新地方公共団体から借用証書の提出を受けた場合には、第7条の規定に基づきその内容を確認のうえ、新統轄店に送付するものとする。

(2) 旧統轄店

旧地方公共団体が存続する場合であつて当該旧地方公共団体に対し追証書の提出を請求した場合において、当該旧地方公共団体から追証書の提出を受けた場合には、第41条第2項の規定に基づきその内容を確認のうえ、旧統轄店に送付するものとする。この場合において、2以上の一部債務承継によつて旧地方公共団体の債務が完済となるときは、借用証書返還指図書を旧統轄店に送付するものとする。

**(財務局の管轄区域を異にする債務承継)**

**第51条** 財務局長は、財務局の管轄区域を異にする地方公共団体の間において債務承継が行われたことにより、管理運用規則第39条第1項の規定に基づき地方公共団体から債務承継通知書の提出を受けた場合には、次の各号に定めるところにより処理するものとする。

一 地方公共団体が消滅又は解散した場合

イ 地方公共団体への通知

新財務局長は、一部債務承継に係る債務承継通知書の提出を受けた場合には、前条第1号の規定と同様に処理するものとする。

ロ 新旧財務局長間の連絡

(1) 旧財務局長への通知

新財務局長は、債務承継通知書の提出を受けた場合には、当該債務承継通知書の写しを添えて債務承継が行われた旨を旧地方公共団体の区域を管轄する財務局長（以下「旧財務局長」という。）に通知するものとする。

(2) 貸付金元帳の引継ぎ等

旧財務局長は、(1)の規定により新財務局長から債務承継が行われた旨の通知を受けた場合には、次の事項を新財務局長に引き継ぐものとする。

① 全額債務承継の場合

旧地方公共団体に係る貸付金元帳その他債権の管理上必要な書類を引き継ぐほか、旧地方公共団体に対し納入告知書を送付し、債務承継が行われた日までに収納済となっていないものがある場合には、その旨を併せて通知する。

② 一部債務承継の場合

旧地方公共団体に対し納入告知書を送付し、債務承継が行われた日までに収納済となっていないものがある場合には、その旨を通知する。

ハ 日本銀行統轄店への通知

(1) 全額債務承継の場合

旧財務局長は、財政融資資金債務承継連絡書を新統轄店に送付するものとする。この場合において、新統轄店が旧統轄店と異なるときは、新財務局長は新統轄店に対し財政融資資金債務承継連絡書を、旧財務局長は旧統轄店に対し財政融資資金借用証書引継指図書（債務承継）を、それぞれ送付するものとする。

(2) 一部債務承継の場合

新財務局長は、新地方公共団体から借用証書の提出を受けた場合には、第7条の規定に基づきその内容を確認のうえ、新統轄店に送付するものとする。

二 旧地方公共団体が存続する場合

イ 地方公共団体への通知

旧財務局長は、一部債務承継に係る債務承継通知書の提出を受けた場合には、新地方公共団体に対し財政融資資金借用証書提出請求書を新財務局長を經由して送付し、旧地方公共団体から追証書を徴する必要がある場合には当該旧地方公共団体に対し追証書提出請求書を送付するものとする。

ロ 新旧財務局長間の連絡

旧財務局長は、債務承継通知書の提出を受けた場合には、当該債務承継通知書の写しを添えて債務承継が行われた旨を新財務局長に通知するものとする。この場合において、当該債務承継が全額債務承継であるときは、旧地方公共団体に係る貸付金元帳その他債権の管理上必要な書類を引き継ぐほか、旧地方公共団体に対し納入告知書を送付し、債務承継が行われた日までに収納済となっていないものがあるときは、その旨を併せて通知するものとする。

ハ 日本銀行統轄店への通知

(1) 全額債務承継の場合

前号ハ(1)の規定と同様に処理するものとする。

(2) 一部債務承継の場合

前条第2号ロの規定に準じて処理するものとする。

**(本省資金に係る債務承継)**

**第51条の2** 財務局長は、理財局長から法人等（管理運用規則第2条に規定する法人等をいう。以下同じ。）が貸付けを受けた本省資金（管理運用規則第2条に規定する本省資金をいう。以下同じ。）に係る債務を地方公共団体が承継した旨の通知を受けた場合において、当該地方公共団体から借用証書の提出を受けた場合には、第7条の規定に基づきその内容を確認のうえ、当該地方公共団体に係る日本銀行統轄店に送付するものとする。

**第2款 債務引受け**

**(同一の財務局の管轄区域内における債務引受け)**

**第52条** 財務局長は、同一の財務局の管轄区域内の地方公共団体の間において債務引受けが行われることにより、管理運用規則第40条第1項の規定に基づき地方公共団体から同規則別紙第11号書式の財政融資資金債務承継承認申請書（以下「債務承継承認申請書」という。）の提出を受けた場合には、次の各号に定めるところにより処理するものとする。

一 債務承継承認申請書の審査

債務承継承認申請書について、次に掲げる事項を審査するものとする。

イ 債務引受けが、旧地方公共団体及び新地方公共団体にとって法令に違背する行為でないと認められること。

ロ 新地方公共団体が、旧地方公共団体と同等以上の債務負担の能力を有し、債務引受けをした後における当該債務の償還について延滞を生じないと認められること。

ハ 旧地方公共団体に対し納入告知書を送付し、当該債務引受けを承認する日までに収納済となっていないものがないこと。

- ニ 債務引受け後の償還条件が債務引受け前の償還条件と同一であること。
- ホ その他債務引受けが行われても債権の管理上支障が生じないと認められること。

## 二 債務承継承認通知書の送付

前号の規定により審査し、債務引受けを承認して差し支えないと認めた場合には、別紙第28号書式（甲）又は同書式（乙）の財政融資資金債務承継承認通知書（以下「債務承継承認通知書」という。）を旧地方公共団体及び新地方公共団体に、それぞれ送付するものとする。

## 三 日本銀行統轄店への通知

- イ 1口の貸付金の全部の額に係る債務引受け（以下「全額債務引受け」という。）の場合

新地方公共団体から借用証書の提出を受けた場合には、第7条の規定に基づきその内容を確認のうえ、新統轄店に送付するとともに、旧統轄店に対し借用証書返還指図書を送付するものとする。

- ロ 1口の貸付金の一部の額に係る債務引受け（以下「一部債務引受け」という。）の場合

第50条第2号ロの規定と同様に処理するものとする。

### （財務局の管轄区域を異にする債務引受け）

**第53条** 財務局長は、財務局の管轄区域を異にする地方公共団体の間において債務引受けが行われることにより、管理運用規則第40条第1項の規定に基づき地方公共団体から債務承継承認申請書の提出を受けた場合には、次の各号に定めるところにより処理するものとする。

#### 一 債務承継承認申請書の審査

旧財務局長は、債務承継承認申請書について新財務局長と協議のうえ、前条第1号の規定と同様に審査するものとする。

#### 二 債務承継承認通知書の送付

旧財務局長は、前号の規定により審査し、債務引受けを承認して差し支えないと認めた場合には、債務承継承認通知書を作成し、旧地方公共団体に係るものにあつては直接当該旧地方公共団体に、新地方公共団体に係るものにあつては新財務局長を経由して当該新地方公共団体に、それぞれ送付するものとする。

#### 三 貸付金元帳の引継ぎ

旧財務局長は、債務引受けを承認した場合において当該債務引受けが全額債務引受けであるときは、旧地方公共団体の当該債務引受けに係る貸付金元帳その他債権の管理上必要な書類を新財務局長に引き継ぐものとする。

#### 四 日本銀行統轄店への通知



イ 全額債務引受けの場合

旧財務局長は旧統轄店に対し借用証書返還指図書を送付し、新財務局長は新地方公共団体から借用証書の提出を受けた場合には、第7条の規定に基づきその内容を確認のうえ、新統轄店に送付するものとする。

ロ 一部債務引受けの場合

第50条第2号ロの規定に準じて処理するものとする。

**(本省資金に係る債務引受け)**

**第53条の2** 財務局長は、理財局長から法人等が貸付けを受けた本省資金に係る債務を地方公共団体が債務の引受けにより承継することを承認した旨の通知を受けた場合には、第51条の2の規定に準じて処理するものとする。

**第3款 貸付金元帳の整理等**

**(貸付金元帳の整理等)**

**第54条** 財務局長は、債務承継等が行われた場合において貸付金元帳の整理をするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより処理するものとする。

一 普通地方長期資金等

イ 全額債務承継又は全額債務引受けの場合

(1) 債務承継の場合

① 地方公共団体の債務を他の地方公共団体が債務承継する場合

旧地方公共団体に係る長期資金等貸付金元帳の地方公共団体名の箇所を新地方公共団体名に訂正するとともに、当該貸付金元帳の摘要欄に「何年何月何日全額債務承継により関係欄を訂正」と記入し、債務承継が行われた前後の状況を明らかにしておくものとする。

② 本省資金に係る法人等の債務を地方公共団体が債務承継する場合

新たな長期資金等貸付金元帳及び長期資金等償還年次表を作成し、旧貸付金元帳及びその他関係書類と照査確認のうえ、当該償還年次表を債務の承継をした地方公共団体に送付し、受領した旨の通知を受けるものとする。この場合において、当該新長期資金等貸付金元帳の摘要欄には「何年何月何日全額債務承継により改帳」と記入し、旧貸付金元帳については、①の規定に準じて処理をしたうえ、新長期資金等貸付金元帳及び旧貸付金元帳を保管して債務承継が行われた前後の状況を明らかにしておくものとする。

(2) 債務引受けの場合

イ (1) ②に準じて処理するものとする。

ロ 一部債務承継又は一部債務引受けの場合

新たな長期資金等貸付金元帳及び長期資金等償還年次表を作成した場合には、イ（１）②の規定に準じて処理するものとする。ただし、１口の貸付金が２以上の一部債務承継又は一部債務引受けによつて完済となる場合は、その旨を旧長期資金等貸付金元帳に記入のうえ除却するものとする。

## 二 起債前貸等及び地方短期資金

### イ 全額債務承継又は全額債務引受けの場合

前号イ（１）の規定に準じて処理するものとする。

### ロ 一部債務承継又は一部債務引受けの場合

新地方公共団体に係るものにあつては新貸付金元帳を作成し、旧地方公共団体に係るものにあつては所要の整理をしたうえ、それぞれの摘要欄に債務承継等が行われた旨を記入し、債務承継等が行われた前後の状況を明らかにしておくものとする。ただし、１口の貸付金が２以上の一部債務承継又は一部債務引受けによつて完済となる場合は、その旨を旧貸付金元帳に記入のうえ除却するものとする。

### （債務承継等が行われた後の借用証書の記番号）

**第５５条** 財務局長は、債務承継等が行われた場合には、旧地方公共団体又は旧法人等（管理運用規則第１１条第１項第１号に規定する旧法人等をいう。）の借用証書に記載された資金年度と同一の資金年度における新地方公共団体の借用証書の記番号のうち、最も大きい番号の次の番号から通し番号を付する。

## 第４節 取得財産等の処分行為

### （取得財産等の処分行為の承認申請）

**第５６条** 財務局長は、地方公共団体から財政融資資金地方資金（地方短期資金を除く。）によつて取得した財産（権利を含む。以下同じ。）の全部又は一部について、貸付けの目的に反する使用、貸付け、譲渡、交換、撤去、担保権の設定その他の一切の処分行為（以下「取得財産等の処分行為」という。）をすることについて約定により承認を求められた場合には、当該地方公共団体から別紙第２９号書式の財政融資資金に係る取得財産等の処分行為承認申請書を提出させるものとする。

### （取得財産等の処分行為承認申請書の審査）

**第５７条** 財務局長は、前条の規定により地方公共団体から財政融資資金に係る取得財産等の処分行為承認申請書の提出を受けた場合には、これを審査し、取得財産等の処分行為の申請が次の各号の一に該当する場合には、これを承認することができるものとする。

一 取得財産等の処分行為が法律の規定に基づくものであるとき。

- 二 取得財産等について補助金等の交付を受けている場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定により関係各省庁の長の承認を受けているものであるとき。
- 三 その他やむを得ない理由によるもので取得財産等の処分行為が当初の貸付目的に照らし著しく妥当性を欠くものでないと認められるものであるとき。

#### （取得財産等の処分行為の承認通知等）

- 第58条** 財務局長は、前条の規定により審査した結果、地方公共団体に対し取得財産等の処分行為の承認をして差し支えないものと認めた場合には、別紙第30号書式の財政融資資金に係る取得財産等の処分行為承認通知書を当該地方公共団体に送付するものとする。
- 2 財務局長は、前項の規定により地方公共団体に財政融資資金に係る取得財産等の処分行為承認通知書を送付した場合には、当該承認に係る貸付金元帳の備考欄にその旨を記載するものとする。

#### 第5節 地方公共団体の名称変更

##### （地方公共団体の名称変更）

- 第59条** 財務局長は、管理運用規則第47条第1項の規定により地方公共団体から同規則別紙第30号書式の名称等変更通知書の提出を受けた場合には、当該地方公共団体に係る貸付金元帳及び長期資金等貸付金元帳総括簿の地方公共団体名を変更後の名称に訂正し、備考欄に「何年何月何日名称変更」と記入するものとする。

##### （日本銀行統轄店への通知）

- 第60条** 財務局長は、地方公共団体から名称変更通知書の提出を受けた場合には、遅滞なく別紙第31号書式の地方公共団体名変更通知書を名称変更が行われた地方公共団体に係る借用証書を保管している日本銀行統轄店に送付するものとする。

#### 第6節 書類の経由

##### （承認申請書等の経由）

- 第61条** 財務事務所長は、財務事務所の管轄区域内の地方公共団体から管理運用規則第48条第3項の規定に基づき第40条、第46条、第52条、第53条又は第56条の規定による承認申請書の提出を受けた場合には、意見を付して財務局長に進達するものとする。
- 2 財務局長は、前項の規定により財務事務所長から進達を受けた承認申請書について、第40条、第47条、第52条、第53条又は第58条第1項の規定により承認通知書を地方公共団体に送付する場合には、当該財務事務所長を経由して送付す

るものとする。

#### (通知書等の経由)

**第62条** 財務事務所長は、財務事務所の管轄区域内の地方公共団体から管理運用規則第48条第3項の規定に基づき第50条、第51条又は第59条の規定による通知書の提出を受けた場合には、当該通知書を財務局長に送付するものとする。

2 財務局長は、第50条又は第51条の規定により新地方公共団体に対し財政融資資金借用証書提出請求書を送付する場合又は旧地方公共団体に対し追証書提出請求書を送付する場合において、当該地方公共団体が財務事務所の管轄区域内にあるときは、財務事務所長を経由して送付するものとする。

#### (強制繰上償還に係る書類の経由)

**第63条** 財務局長は、財務事務所の管轄区域内の地方公共団体に対し第42条第2項の規定により文書を送付する場合又は同条同項の規定により財務事務所の管轄区域内の地方公共団体から繰上償還確認書の返送を受ける場合には、財務事務所長を経由して送付し又は返送を受けるものとする。

### 第8章 指定店の指定及び変更等

#### 第1節 指定店の指定

##### (指定店の指定申請書の審査)

**第64条** 財務局長等は、管理運用規則第38条第1項の規定により新たに財政融資資金の貸付けを受けようとする地方公共団体（以下「貸付予定団体」という。）から同規則別紙第22号書式の財政融資資金指定店指定申請書の提出を受けた場合には、これを審査し、当該申請の内容が次の各号に掲げる要件を満たすものであるときは、日本銀行の本店、支店又は代理店を指定店として指定するものとする。

- 一 財務局の直轄区域内又は財務事務所の管轄区域内に所在すること。ただし、財務局長等が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 二 一時的な指定でないこと。
- 三 その他債権の管理上支障がないこと。

##### (指定店の指定通知等)

**第65条** 財務局長等は、前条の規定により指定店の指定をした場合には、貸付予定団体に対し別紙第32号書式の財政融資資金指定店指定通知書を、当該指定店を統轄する日本銀行統轄店に対し別紙第33号書式の財政融資資金指定店指定通知書をそれぞれ送付するものとし、指定店として指定することを不適当と認めた場合には、その旨を貸付予定団体に通知するとともに、当該貸付予定団体に改めて財政融

資資金指定店指定申請書を提出させるものとする。

**(財務局長への報告)**

**第66条** 財務事務所長は、前条の規定により財政融資資金指定店指定通知書を貸付予定団体に送付した場合には、遅滞なくその旨を財務局長に報告するものとする。

**第2節 指定店の変更**

**(指定店の変更申請書の審査)**

**第67条** 財務局長等は、管理運用規則第38条第2項の規定により地方公共団体から同規則別紙第23号書式の財政融資資金指定店変更承認申請書の提出を受けた場合には、これを審査し、当該申請の内容が次の各号に掲げる要件を満たすものである場合には、指定店の変更の承認をすることができるものとする。

- 一 変更前の指定店と変更後の指定店が同一の財務局の直轄区域内又は財務事務所の管轄区域内に所在すること。ただし、財務局長等が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 二 当該地方公共団体に係る財政融資資金の貸付現在額の全額について変更する場合であること。
- 三 一時的な変更でないこと。
- 四 当該地方公共団体に対し納入告知書又は納付書が送付されている場合にあつては、既に償還又は支払いを受けていること。
- 五 その他債権の管理上支障がないこと。

**(指定店の変更通知等)**

**第68条** 財務局長等は、前条の規定により指定店の変更の承認をした場合には、地方公共団体に対し別紙第34号書式の財政融資資金指定店変更承認通知書を、当該変更後の指定店を統轄する日本銀行統轄店に対し別紙第35号書式の財政融資資金指定店変更通知書をそれぞれ送付すものとし、指定店の変更を不相当と認めた場合には、その旨を地方公共団体に通知するものとする。

**(財務局長への報告)**

**第69条** 財務事務所長は、前条の規定により財政融資資金指定店変更承認通知書を地方公共団体に送付した場合には、遅滞なくその旨を財務局長に報告するものとする。

**(借用証書の引継ぎ)**

**第70条** 財務局長は、第68条の規定により財政融資資金指定店変更承認通知書を

地方公共団体に送付した場合又は前条の規定により財務事務所長から指定店の変更の承認をした旨の報告を受けた場合において、変更後の指定店が変更前の指定店とその統轄する日本銀行統轄店を異にするときは、遅滞なく別紙第36号書式の財政融資資金借用証書引継指図書（指定店変更）を変更前の指定店を統轄する日本銀行統轄店に送付するものとする。

#### **（貸付金元帳等の整理）**

**第71条** 財務局長は、第68条の規定により財政融資資金指定店変更承認通知書を地方公共団体に送付した場合又は第69条の規定により財務事務所長から指定店の変更の承認をした旨の報告を受けた場合には、指定店の変更をした地方公共団体に係る貸付金元帳（普通地方長期資金等にあつては長期資金等貸付金元帳総括簿）の指定店名又は日本銀行統轄店名を変更後の指定店名又は日本銀行統轄店名に訂正し、当該貸付金元帳の摘要欄（長期資金等貸付金元帳総括簿にあつては備考欄）に「何年何月何日指定店を変更」又は「何年何月何日指定店及び日本銀行統轄店を変更」と記入するものとする。

### **第3節 振込口座の登録等**

#### **（振込口座の登録）**

**第71条の2** 財務局長等は、貸付予定団体に対し、別紙第36号の2書式の振込口座異動通知書（以下「口座異動通知書」という。）の提出を求めるものとする。

2 財務局長等は、前項の規定により貸付予定団体から口座異動通知書の提出を受けた場合には、その内容を確認のうえ、別紙第36号の3書式の振込口座確認書を送付するとともに、別紙36号の4書式の振込口座確認通知書（以下「口座確認通知書」という。）の提出を求めるものとする。

#### **（財務局長への報告）**

**第71条の3** 財務事務所長は、前条の規定により貸付予定団体から口座確認通知書の提出を受けた場合には、遅滞なくその旨を財務局長に報告するものとする。

#### **（振込口座の変更）**

**第71条の4** 前2条の規定は、地方公共団体から振込口座の変更に係る口座異動通知書の提出を受けた場合に準用する。

### **第4節 財政融資資金事務オンラインシステムの利用承認申請等**

#### **（利用承認申請等）**

**第71条の5** 財務局長等は、地方公共団体から別紙36号の5書式の財政融資資金

事務オンラインシステム利用承認申請書の提出を受けた場合には、その内容を確認し、適当と認められる場合には、別紙36号の6書式の財政融資資金事務オンラインシステム利用承認通知書（以下「システム利用承認通知書」という。）を送付するものとする。

#### （理財局長への報告）

第71条の6 財務局長等は、前条の規定により地方公共団体に対しシステム利用承認通知書を送付した場合には、遅滞なくその旨を理財局長に報告するものとする。

### 第9章 雑収入（不用物品売払代）に関する手続

#### （債権の調査確認及び債権管理簿の登記）

第72条 財務局長等は、法令の規定に基づき国のために契約をする者から財務省所管債権管理事務取扱細則（昭和34年大蔵省訓令第2号。以下「債権細則」という。）第17条の規定により不用物品の売払いに係る同細則別紙第4号書式の債権発生（帰属）通知書の送付を受けた場合には、遅滞なく同細則第12条の規定によりその債権の調査確認をし、同細則別紙第3号書式の債権調査確認及び歳入調査決定決議書兼債権管理簿（以下「調査確認決議書等」という。）を作成するものとする。

2 前項に規定する調査確認決議書等は、債権細則別紙第3号書式の備考によるもののほか、次の各号に定めるところにより作成するものとする。

#### 一 債権の発生年度

債権の発生に係る契約を締結した日の属する年度を記載するものとする。

#### 二 債権の種類

「（款）雑収入（項）雑収入（目）不用物品売払代債権」と記載するものとする。

#### 三 履行期限

契約に履行期限の定めのある場合は当該履行期限を、契約に定めのない場合は債権の調査確認の日から20日以内における適宜の履行期限を記載するものとする。

#### 四 延滞金に関する事項

契約に延滞金に関する定めのある場合はその約定利率を、契約に定めのない場合は「年5%」と記載するものとする。ただし、債権金額が1,000円未満である場合は、その記載を要しないものとする。

#### （雑収入の調査決定）

第73条 財務局長等は、前条第1項の規定により不用物品の売払いに係る債権の調査確認をした場合には、当該調査確認をした日と履行期限から起算して20日前の

日とのいずれか遅い日後遅滞なく、歳入徴収官事務規程第3条第1項の規定により調査確認決議書等及び関係書類に基づき雑収入の調査決定をするものとする。この場合において、当該履行期限が債権の調査確認の日から起算して20日以内の日であるときは、債権の調査確認をし調査確認決議書等を作成すると同時に調査決定をするものとする。

- 2 財務局長等は、納入者が納入の告知によらないで歳入金（不用物品売払代）を納付した場合において、収入官吏又は日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令第百号）第1条に規定する歳入代理店をいう。）を含む。以下この章において同じ。）から領収済みの報告書又は領収済通知書の送付若しくは送信（出納規則第2条第4号に定める「送信」をいう。以下この章において同じ。）を受けたときは、歳入徴収官事務規程第3条第2項の規定により当該領収済みの報告書又は領収済通知書その他の関係書類に基づき雑収入の調査決定をするものとする。ただし、日本銀行から送付又は送信を受けた領収済通知書が収入官吏から払い込まれた歳入金に係るものである場合は、この限りでない。
- 3 財務局長等は、第1項の規定により雑収入の調査決定をした後において、当該調査決定をした金額（以下「徴収決定額」という。）につき、法令の規定又は調査決定もれその他の誤びゆう等特別の事由により変更しなければならない場合には、直ちに歳入徴収官事務規程第7条第1項の規定によりその変更の事由に基づく増加額又は減少額に相当する金額について調査決定をするものとする。
- 4 財務局長等は、納入者が、誤つて納付義務のない金額を納入し、又は徴収決定額を超えた金額（以下「雑収入に係る過誤納額」という。）を納付した場合には、歳入徴収官事務規程第7条第3項の規定により当該雑収入に係る過誤納額について徴収決定外誤納の調査決定をするものとする。

#### （納入の告知）

**第74条** 財務局長等は、前条第1項又は第3項の規定により調査決定をした場合には、既に納入の告知をしている場合又は口頭による納入の告知をする場合を除き、直ちに歳入徴収官事務規程第9条第1項の規定により同規程別紙第4号の10書式の納入告知書（次条及び第76条において「雑収入に係る納入告知書」という。）を作成し、これを納入者に送付するものとする。

- 2 財務局長等は、前条第1項又は第3項の規定により調査決定をした金額を納入者をして収入官吏に即納させる場合には、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第29条ただし書の規定により口頭をもつて納入の告知をするものとする。この場合において、納付すべき金額その他納付に関し必要な事項を収入官吏に通知するものとする。



#### (納付書の送付)

**第75条** 財務局長等は、歳入徴収官事務規程第16条の規定により納入者から雑収入に係る納入告知書を亡失し又は著しく汚損した旨の申出があつた場合には、直ちに同規程別紙第4号の10書式の納付書（次条において「雑収入に係る納付書」という。）を作成し、これを納入者に送付するものとする。

#### (督促状の送付)

**第76条** 財務局長等は、雑収入に係る納入告知書又は雑収入に係る納付書に指定された納付期限から7日を過ぎてもなお収入官吏又は日本銀行から領収済みの報告書又は領収済通知書の送付を受けない場合には、歳入徴収官事務規程第21条の規定により同規程別紙第1号書式の督促状を納入者に送付するものとする。

#### (雑収入に係る過誤納額の還付)

**第77条** 財務局長等は、第73条第4項の規定により徴収決定外誤納の調査決定をした場合には、歳入徴収官事務規程第13条第2項の規定により、徴収決定外誤納の旨及び当該金額について支出官又は資金前渡官吏に対して還付の請求をすべき旨を納入者に通知するとともに、徴収決定外誤納の旨及び当該金額の還付に関し必要な事項を当該支出官又は資金前渡官吏に通知するものとする。

#### (個別徴収簿等への登記)

**第78条** 財務局長は、調査決定をした場合又は財務事務所長から歳入徴収官事務規程別紙第10号書式の調査決定報告書の送付を受けた場合には、直ちに同規程第22条の規定により調査決定年月日、徴収決定額その他必要な事項を出納規則別紙第5号書式（丙）の個別徴収簿に登記するものとする。この場合において、徴収決定外誤納として調査決定をした金額又は財務事務所長が徴収決定外誤納として調査決定をした金額については、更に歳入徴収官事務規程別紙第5号書式の過誤納額整理簿に登記するものとする。

2 財務局長は、収入官吏若しくは日本銀行又は財務事務所長から領収済みの報告書又は領収済通知書の送付又は送信を受けた場合には、直ちに歳入徴収官事務規程第23条又は第24条の規定により当該領収済みの報告書又は領収済通知書に基づき収納年月日、収納済歳入額その他必要な事項を個別徴収簿に登記するものとする。ただし、日本銀行から送付又は送信を受けた領収済通知書が収入官吏から払い込まれた歳入金に係るものである場合は収納済歳入額の登記は要しないものとし、収入官吏から送付を受けた領収済みの報告書又は領収済通知書に基づき収納済歳入額を登記した場合は備考欄に「何年何月何日日本銀行払込み」と記入するものとする。

**(徴収整理簿への登記)**

**第79条** 財務事務所長は、第73条の規定により調査決定をした場合又は収入官吏若しくは日本銀行から領収済みの報告書若しくは領収済通知書の送付若しくは送信を受けた場合には、直ちに前条の規定に準じて調査決定年月日若しくは徴収決定額又は収納年月日若しくは収納済歳入額その他必要な事項を歳入徴収官事務規程別紙第9号書式の徴収整理簿に登記するものとする。

**(財務局長への報告)**

**第80条** 財務事務所長は、前条の規定により徴収決定額を徴収整理簿に登記した場合には、歳入徴収官事務規程第42条の規定により、その都度、調査決定報告書を作成し、証拠書類を添えてこれらを財務局長に送付するものとする。

2 財務事務所長は、前条の規定により収納済歳入額を徴収整理簿に登記した場合には、その都度、領収済の報告書又は領収済通知書を財務局長に送付するものとする。

**(債権消滅の登記)**

**第81条** 財務局長等は、第72条第1項の規定により調査確認をした債権が、履行期限内に弁済された場合には調査確認決議書等に、履行期限を過ぎて弁済された場合には債権細則別紙第25号の4書式の債権管理簿に、消滅年月日、弁済額その他必要な事項をそれぞれ登記するものとする。

**第10章 帳簿**

**(帳簿)**

**第82条** 財政融資資金地方資金に属する運用資産の管理並びに財政融資資金特別会計の雑収入に係る債権の管理及び歳入を整理するため、次表に掲げる帳簿を財務局又は財務事務所に備えるものとする。

帳簿の名称	帳簿の書式
一 財務局に備える帳簿	
イ 財政融資資金貸付金元帳総括簿 (普通地方長期資金等)	別紙第6号書式
ロ 財政融資資金貸付金元帳	
(1) 財政融資資金貸付金元帳(普通 地方長期資金等)	別紙第7号書式(甲)又は同書 式(乙)
(2) 財政融資資金貸付金元帳(起債 前貸等)	別紙第8号書式

(3) 財政融資資金貸付金元帳 (地方短期資金)	別紙第9号書式
ハ 財政融資資金貸付金元利金受入内訳書	別紙第11号書式
ニ 財政融資資金貸付金元利金延滞整理簿	別紙第14号書式
ホ 債権調査確認及び歳入調査決定決議書兼債権管理簿	債権細則別紙第3号書式
ヘ 債権管理簿	債権細則別紙第25号の4書式
ト 個別徴収簿〔雑収入に係るもの〕	出納規則別紙第5号書式 (丙)
チ 過誤納額整理簿〔雑収入に係るもの〕	歳入徴収官事務規程別紙第5号書式
二 財務事務所に備える帳簿	
イ 債権調査確認及び歳入調査決定決議書兼債権管理簿	債権細則別紙第3号書式
ロ 債権管理簿	債権細則別紙第25号の4書式
ハ 徴収整理簿〔雑収入に係るもの〕	歳入徴収官事務規程別紙第9号書式

### 第83条 削除

#### (長期資金等貸付金元帳総括簿)

第84条 財務局長は、普通地方長期資金等に係る貸付金について地方公共団体別に長期資金等貸付金元帳総括簿を作成し、当該地方公共団体に係る普通地方長期資金等の受払額及び貸付現在額を関係書類により登記するものとする。

### 第85条 削除

#### (延滞整理簿)

第86条 延滞整理簿には、元金、利子又は補償金の延滞があつた場合について、次の各号に定めるところにより登記するものとする。

- 一 貸付金1口ごとに記入すること。
- 二 延滞の発生、払込みの督促及び延滞によつて生じた違約金又は延滞利子 (以下

この条において「違約金等」という。)の受入れについて、その都度、それぞれの該当欄に記入すること。

三 第25条第1項の第一号、第二号ロ又は第三号ロ(2)に該当する違約金にあつては、違約金等の徴収欄の元金、利子又は補償金の欄にそれぞれ記入すること。

四 第25条第1項の第二号イ又は第三号イに該当する違約金にあつては、違約金等の徴収欄の合計の欄に記入すること。

五 第25条第1項の第三号ロ(1)に該当する違約金にあつては、延滞日数の異なるものを違約金等の徴収欄の元金、利子又は補償金の欄に記入し、延滞日数が同じものは、違約金等の徴収欄の合計の欄に記入すること。

六 延滞利子にあつては、違約金等の徴収欄の元金の欄に記入すること。

#### (過誤納額整理簿に関する報告事項)

第87条 財務局長は、理財局長又は歳入徴収官等に対し、過誤納額を生じた理由及び処分のでん末等、過誤納額整理簿を登記するために必要な事項を随時報告するものとする。

### 第11章 指定店の指定及び変更等

#### 第1節 指定店の指定

第88条 削除

第89条 削除

#### (債権現在額通知書)

第90条 財務事務所長は、債権管理事務取扱規則(昭和31年大蔵省令第86号)第40条第1項の規定により、その分掌に属する債権(雑収入)の毎年度末における現在額について、調査確認決議書等又は債権管理簿に基づき同規則別紙第9号書式の債権現在額通知書を作成し、これを翌年度の6月15日までに財務局長に送付するものとする。

2 財務局長は、債権管理事務取扱規則第40条第2項の規定により、その所掌に属する債権(雑収入)の毎年度末における現在額について、調査確認決議書等又は債権管理簿及び前項の規定により財務事務所長から送付を受けた債権現在額通知書に基づき債権現在額通知書を作成し、これを翌年度の6月25日までに理財局長に送付するものとする。

3 前2項の場合において、毎年度末現在における債権現在額のうち、翌年度の4月30日までに消滅した債権については、記載を要しないものとする。

**(債権管理計算書)**

**第91条** 財務局長は、計算証明規則第11条の2の規定により、財務局長の管理に属する債権（雑収入）について、毎年度、調査確認決議書等又は債権管理簿その他の関係書類に基づき同規則第1号書式の債権管理計算書を作成し、これを毎年度経過後30日以内に会計検査院に送付するものとする。この場合において、財務事務所長の取扱いに係る計算については、同規則第11条の3の規定により財務局長の計算に併算するものとする。

**(財政融資資金貸付現在高の突合結果報告書)**

**第92条** 財務局長は、第39条の規定により毎年度末現在をもつて地方公共団体と財政融資資金貸付金の現在高を突合した場合には、財政融資資金貸付金残高表に基づき別紙第43号書式の財政融資資金貸付現在高の突合結果報告書を作成し、これを翌年度の6月15日までに理財局長に提出するものとする。

**(取得財産等の処分行為承認報告書)**

**第93条** 財務局長は、第56条の規定により地方公共団体から取得財産等の処分行為の承認申請のあつた事案について、毎年度、上期又は下期ごとに取りまとめのうえ、別紙第44号書式の財政融資資金に係る取得財産等の処分行為承認報告書を作成し、これをそれぞれの期間経過後30日以内に理財局長に提出するものとする。

**第2節 随時報告**

**(繰上償還等報告書)**

**第94条** 財務局長は、繰上償還承認申請書の提出を受けたときは、直ちに別紙第45号書式の財政融資資金貸付金繰上償還承認申請報告書（以下「繰上償還承認申請報告書」という。）を作成し、これを理財局長に提出するものとする。

2 財務局長は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく別紙第46号書式の財政融資資金貸付金繰上償還（償還期限短縮）報告書（以下「繰上償還等報告書」という。）を作成し、これを理財局長に提出するものとする。

- 一 第40条の規定により繰上償還承認通知書を地方公共団体に送付したとき。
- 二 第42条第2項後段の規定により地方公共団体から繰上償還確認書の返送を受けたとき。
- 三 最終償還期限を短縮するとき。

**(債務承継等報告書)**

**第95条** 財務局長は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく別紙第47号書式の財政融資資金債務承継等報告書（以下「債務承継等報告書」という。）を作成

し、これを理財局長に提出するものとする。

- 一 管理運用規則第39条第1項の規定により地方公共団体から債務承継通知書の送付を受けたとき。
  - 二 第52条又は第53条の規定により債務承継承認通知書を地方公共団体に送付したとき。
  - 三 同一の地方公共団体において特別会計分を分離して納入の告知をする必要があるとき。
- 2 前項各号に規定する場合において、貸付先コードの新設又は廃止を伴うときは、別紙第48号書式の地方公共団体名称等異動報告書（以下「名称等異動報告書」という。）を併せて作成し提出するものとする。

#### （名称等異動報告書）

**第96条** 財務局長は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく名称等異動報告書を作成し、これを理財局長に提出するものとする。

- 一 第10条の2第1項又は第2項の規定により地方公共団体から提出を受けた財政融資資金の元金の償還及び利子等の支払いに関する特定納付利用届出（届出取消）書（同条第3項の規定により財務事務所長から送付を受けたものを含む。）の内容に不備がないことを確認したとき。
  - 二 管理運用規則第47条第1項の規定により地方公共団体から名称等変更通知書の送付を受けたとき。
  - 三 第65条の規定により財政融資資金指定店指定通知書を貸付予定団体に送付したとき又は第66条の規定により財務事務所長から指定店の指定をした旨の報告を受けたとき。
  - 四 第68条の規定により財政融資資金指定店変更承認通知書を地方公共団体に送付したとき又は第69条の規定により財務事務所長から指定店の変更の承認をした旨の報告を受けたとき。
  - 五 地方公共団体の住所（郵便番号を含む。）の変更その他の変更があつたとき。
  - 六 貸付先を区分する必要があるとき。
  - 七 第71条の2の規定により貸付予定団体に口座確認通知書の提出を求め当該貸付予定団体から当該口座確認通知書の送付を受けたとき又は第71条の3の規定により財務事務所長から口座確認通知書の提出を受けた旨の報告を受けたとき。
  - 八 第71条の4の規定により準用される第71条の2の規定により地方公共団体に口座確認通知書の提出を求め当該地方公共団体から当該口座確認通知書の送付を受けたとき又は第71条の4の規定により準用される第71条の3の規定により財務事務所長から口座確認通知書の提出を受けた旨の報告を受けたとき。
- 2 前項各号に規定する場合において、貸付先コードの新設又は廃止とともに債務承

継等を必要とするときは、債務承継等報告書を併せて作成し提出するものとする。

## 第97条 削除

### 第12章 電子計算機により作成する帳表等

#### (電子計算機により作成する帳表等)

第98条 財務局長は、その所掌に属する債権の管理及び回収等に関する事務（第72条から第81条までの事務を除く。）について、帳表等を作成する場合には、原則として、理財局の電子計算機又は財政融資資金事務オンラインシステムにより作成するものとする。

2 前項の規定により作成した帳票等は財政融資資金事務オンラインシステムにおいて財務局長が管理するものとする。

### 第13章 雑則

#### (地方公共団体における災害又は不正事件に係る報告)

第99条 財務局長等は、地方公共団体において風水害、火災その他の災害又は不正事件若しくは紛争事件が発生した場合において、当該災害又は事件が財政融資資金貸付金に直接関係しているときは、直ちにその内容を理財局長に報告するものとする。この場合において、財務事務所長が行う報告にあつては、財務局長を経由して行うものとする。

#### (この細則に規定されていない事項の処理)

第100条 財務局長等は、この細則に規定されていない事項について処理しなければならない場合において、当該事項が重要な事項に属するものと認められるときは、あらかじめ理財局長に当該事項の内容を報告し、理財局長の指示するところにより処理するものとする。この場合において、財務事務所長が行う報告にあつては、財務局長を経由して行うものとする。

### 附 則

この細則は、昭和60年7月1日から施行する。

書式目次

別紙第5号の2書式	財政融資資金借用証書保管依頼書
別紙第6号書式	財政融資資金貸付金元帳総括簿（普通地方長期資金等）
別紙第7号書式（甲）	財政融資資金貸付金元帳（普通地方長期資金等）〔固定金利方式用〕
別紙第7号書式（乙）	財政融資資金貸付金元帳（普通地方長期資金等）〔利率見直し方式用〕
別紙第8号書式	財政融資資金貸付金元帳（起債前貸等）
別紙第9号書式	財政融資資金貸付金元帳（地方短期資金）
別紙第10号書式（甲）	財政融資資金貸付金償還年次表（普通地方長期資金等）〔固定金利方式用〕
別紙第10号書式（乙）	財政融資資金貸付金償還年次表（普通地方長期資金等）〔利率見直し方式用〕
別紙第10号の2書式	財政融資資金の元金の償還及び利子等の支払いに関する特定納付利用届出（届出取消）書
別紙第11号書式	財政融資資金貸付金元利金受入内訳書
別紙第12号書式	財政融資資金貸付金元利金仕訳書
別紙第13号書式	財政融資資金貸付金元利金仕訳書差換通知書
別紙第14号書式	財政融資資金貸付金元利金等延滞整理簿
別紙第15号書式	財政融資資金払込超過額払戻通知書
別紙第17号書式	財政融資資金借用証書返還指図書
別紙第18号書式	財政融資資金貸付金残高表
別紙第18号の2書式	追証書保管依頼書
別紙第19号の2書式	財政融資資金借入金繰上償還申出書
別紙第20号書式	財政融資資金借入金繰上償還確認書
別紙第21号書式	災害等に係る違約金免除承認申請書
別紙第22号書式	災害等に係る違約金免除承認通知書
別紙第23号書式	財政融資資金借用証書提出請求書
別紙第24号書式	追証書提出請求書
別紙第25号書式	財政融資資金債務承継連絡書
別紙第26号書式	財政融資資金借用証書引継指図書（債務承継）
別紙第28号書式（甲）	財政融資資金債務承継承認通知書〔对新地方公共団体用〕
別紙第28号書式（乙）	財政融資資金債務承継承認通知書〔对旧地方公共団体用〕
別紙第29号書式	財政融資資金に係る取得財産等の処分行為承認申請書
別紙第30号書式	財政融資資金に係る取得財産等の処分行為承認通知書
別紙第31号書式	地方公共団体名変更通知書
別紙第32号書式	財政融資資金指定店指定通知書〔对地方公共団体用〕
別紙第33号書式	財政融資資金指定店指定通知書〔对日本銀行用〕
別紙第34号書式	財政融資資金指定店変更承認通知書
別紙第35号書式	財政融資資金指定店変更通知書
別紙第36号書式	財政融資資金借用証書引継指図書（指定店変更）
別紙第36号の2書式	振込口座異動通知書
別紙第36号の3書式	振込口座確認書
別紙第36号の4書式	振込口座確認通知書
別紙第36号の5書式	財政融資資金事務オンラインシステム利用承認申請書
別紙第36号の6書式	財政融資資金事務オンラインシステム利用承認通知書
別紙第43号書式	財政融資資金貸付現在高の突合結果報告書〔定期報告〕
別紙第44号書式	財政融資資金に係る取得財産等の処分行為承認報告書〔定期報告〕
別紙第45号書式	財政融資資金貸付金繰上償還承認申請報告書〔随時報告〕
別紙第46号書式	財政融資資金貸付金繰上償還（償還期限短縮）報告書〔随時報告〕
別紙第47号書式	財政融資資金債務承継等報告書〔随時報告〕
別紙第48号書式	地方公共団体名称等異動報告書〔随時報告〕



第 号  
年 月 日

## 財政融資資金借用証書保管依頼書

別紙にかかる借用証書について、保管を依頼します。

( 日本銀行 店 ) 御中

(財務局長、福岡財務支局長、財務事務所長、出張所長  
又は沖縄総合事務局長 氏 名 印)

備考  
用紙の大きさは、各片とも日本工業規格A列4とする。



年 月 日

## 財政融資資金借用証書受領通知書

保管依頼のあった別紙の借用証書について、受領しましたので通知します。

(財務局長、福岡財務支局長、財務事務所長  
、出張所長又は沖縄総合事務局長) 殿

日本銀行 店 印





別紙第7号書式(甲)

(貸付先)

コード

(財務局、福岡財務支局又は沖縄総合事務局)

財政融資資金貸付金元帳(普通地方長期資金等)

葉中の

貸付金額	円		資金年度 及資金名	年度	コード	元利金 支払期日	月日・月日
貸付年月日	年	月	日	借用証 記番号	第	号	据置期限 年月日
利率	年 %	延 金 制	利 の △	年 %	元利金 支払方	法の	コード
償還期限	年		月	日	償還期限	年月日	
用途	コード					毎 賦 金 額	円
貸付金利方式	固定金利					補償金制度適用の有無	
年度	元利金支払期日 年月日	未償還元金 円	償還所要額			受入内訳書 等との照合 証印	摘要
			元金 円	利子 円	計 円		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 この元帳は、固定金利方式の場合に使用すること。
- 3 この元帳は、貸付1口ごとに作成すること。
- 4 貸付先の欄には、地方公共団体名及び財務省理財局長が定める貸付先コードを記入すること。
- 5 資金年度及び資金名、用途及び元利金の支払方法の各欄のコードは、財務省理財局長が定めるコードをそれぞれ記入すること。
- 6 摘要の欄は、元利金の過誤納又は延滞が生じた場合に、過誤納額及びその処理の結末又は元利金の収納年月日及び違約金の徴収実績等の明細を具体的に記入すること。

(貸付先)

コード

(財務局、福岡財務支局又は沖縄総合事務局)

( ) 分 ) 葉中の

財政融資資金貸付金元帳 (普通地方長期資金等)

貸付金額	資金年度		貸付年月日	年	月	日	円	貸付金名目	年度	コード	第 号	元支日	金期日	月	日		
	貸付金	年度															
利率	年	%	年	%	年	%	元支日	元支日	元支日	元支日	元支日	元支日	元支日	元支日	元支日		
用途	コード		年	%	年	%	元支日	元支日	元支日	元支日	元支日	元支日	元支日	元支日	元支日		
貸付金利方式	補償金制度適用の有無																
利率見直し日	第1回目利率見直し日			第2回目利率見直し日			第3回目利率見直し日			第4回目利率見直し日			第5回目利率見直し日				
	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日		
年度	元支日			未償還元金			元金			利子			計			受入内訳書等との照合証印	摘要
	年	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4.とする。
- 2 この元帳は、利率見直し方式の場合に使用すること。
- 3 標頭部( )書きには、「当初貸付日以降」又は「第1回目利率見直し日以降」、「第2回目利率見直し日以降」、「第3回目利率見直し日以降」、「第4回目利率見直し日以降」若しくは「第5回目利率見直し日以降」と記載すること。ただし、債務引受け等により新たな償還年次表を送付する場合は、「貸付条件等変更後」と記載すること。
- 4 上記のほか、別紙第7号書式(甲)の備考を準用すること。

財政融資資金貸付金元帳（起債前貸等）

貸付先	コード
-----	-----

日本銀行 統轄店 店  
 指定店 店

資金年度及び資金名	年度	コード	借用 証書 記番 号	当初	第 号	金 額	円	利 率	年	%
用途	コード	第2回		第 号	円		年		%	
償還期限	この借入金を普通地方長期資金等に借り換える日			第3回	第 号		円		年	%
違約金の割合	年	%		第4回	第 号		円		年	%
普通地方長期資金等へ借り換える際の償還年限等				第5回	第 号		円		年	%
普通地方長期資金等へ借り換える際の償還年限等			年（うち据置期間 年）							

区分	年月日	支払番号、払込書番号又は納入告知書番号	払込期日	貸付・借換・回収		利子・違約金	証印	備考
				増減（△）	現在高	金額		
				円	円	円		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 この元帳は、貸付予定額の決定1件ごとに1枚として作成すること。
- 3 区分の欄は、貸付、借換、回収、利子又は違約金の別を記入すること。
- 4 払込期日の欄は、起債前貸等に係る借換、回収、利子又は違約金の場合に記入すること。
- 5 増減（△）の欄は、減額の場合においては△印を付すこと。



財政融資資金貸付金元帳（地方短期資金）

貸付先	コード
-----	-----

日本銀行 統轄店 店  
 指定店 店

資金年度及び資金名	年度	コード	借用証書記番号	当初	第 号	利 年 %	償還	年 月 日	
用途	コード			借換	第 号			年 %	年 月 日
違約金の割合	年	%		借換	第 号			年 %	期限

区分	年月日	支払番号、払込書番号又は納入告知書番号	貸付・借換・回収		利子・違約金		証 印	備 考
			増減(△)	現在高	利子日数	金額		
				円	日	円		

備 考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 この元帳は、新規貸付1件ごとに1枚として作成すること。
- 3 区分の欄は、貸付、借換、回収、利子又は違約金の別を記入すること。
- 4 増減(△)の欄は、減額の場合においては△印を付すこと。





財 務 大 臣 殿

(貸付先コード)

(地方公共団体名)

(代表者の職 氏名)



財政融資資金の元金の償還及び利子等の支払いに関する特定納付利用届出(届出取消)書

1 内容

- 下記2の適用希望年月日以降における下記3の償還又は支払いをしようとする日において、下記3の償還又は支払いをしようとする金額の納付について特定納付を利用した払込みを行いますので、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則(昭和49年大蔵省令第42号)第41条の2第1項及び第42条の2第1項に基づき届け出ます。
- 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第41条の2第1項及び第42条の2第1項に基づく特定納付を利用した払込みを行う旨の届出を下記2の適用希望年月日以降取り消し、同日以降、特定納付を利用した払込みは行いません。

2 適用希望年月日

年 月 日

3 特定納付により償還又は支払いをしようとする日及び金額

償還又は支払いをしようとする日及び金額は、償還年次表(変更があった場合には変更後の償還年次表)に定められた元利金支払期日及び償還所要額とします。ただし、補償金、違約金又は延滞利子の支払いの日及び金額については、納入告知書又は納付書に記載のある納付期限の日及び金額とします。

備 考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 特定納付を利用した元利償還金の払込みは、予め金融機関に取扱金額の桁数制限等を確認のうえ、申し込むこと。
- 3 本届出(届出取消)書の提出に際しては、表題を届出又は届出取消に応じ修正すること。
- 4 「1 内容」の四角の欄は、届出又は届出取消に応じ「✓」を入れること。



財政融資資金貸付金元利金仕訳書

年度 第 号

貸付先		貸付の種類					
納入告知書等	年月日	年 月 日	支払期日				
	番号	(払)第 号・(告)第 号	指定店名				
貸付先コード	資金名	借 用 証 書			摘 要		
	コード	の記番号	元	金利		子	補償金
		第 号	円	円	円	円	
計	(件 数)						
	金 額						

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 貸付先コード及び資金名コードの欄は、財務省理財局長が定める貸付先コード及び資金名コードを記入すること。
- 3 貸付の種類は、普通地方長期資金等、起債前貸等又は短期資金の別を記入すること。
- 4 借用証書の記番号を記入する場合において、当該借用証書に整理番号が設けられている場合は、当該整理番号を記入すること。
- 5 補償金を支払う必要がないものについては、「補償金」の欄を設けないことができる。

第 号  
年 月 日

( 納 入 者 ) 殿

〔 財務局長、福岡財務支局長  
又は沖縄総合事務局長 氏 名 印 〕

財政融資資金貸付金元利金仕訳書差換通知書

さきに送付しました 年 月 日を納付期限とする納入告知書（ 年 月 日付第 号）に係る財政融資資金貸付金元利金仕訳書につきましては、元金（、利子、補償金又は違約金等）の金額に変更（又は誤り）がありましたので、財政融資資金貸付金元利金仕訳書の差し換えをお願いします。なお、念のため当方において訂正後の元金の金額について財政融資資金貸付金元金払込書を作成し送付しますので、貴方において調査のうえ、相違がなければこの払込書により払い込んで下さい。

備 考

用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

財政融資資金貸付金元利金等延滞整理簿

地方公共団体名	支払期日	借用証書の記番号	延滞元利金			督促年月日	延滞元利金の受入			違約金等の徴収					元帳整理者印	備考				
			払込書番号 (元金)	納入告知書番号 (元金)	納入告知書番号 (元金)		金額 (元金)	金額 (元金)	金額 (元金)	利率	延滞日数	元金	利息	補償金			合計	納入告知書番号	支払期日	受年月日
		第 号																		

備考  
 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列3とし、見開きとすること。  
 2 補償金を支払う必要がないものについては、「補償金」に係る欄を設けないことができる。



(地方公共団体の長) 殿

(財務局長、福岡財務支局長又は沖縄総合事務局長 氏 名 回 )

### 財政融資資金払込超過額払戻通知書

下記のとおり財政融資資金の償還元金に係る払込超過額を払い戻すこととしたから、本通知書を提示のうえ、当該元金を受領されたい。

記

資金名及び借用証書記番号		第 号
償還元金の払込	貸付の種類	
	払込年月日	年 月 日
	払込金額 (A)	円
正当な払込所要額 (B)		円
払込超過額 (払戻しをする金額) (A)-(B)		円
払戻年月日		年 月 日
払戻場所	払込口座	
	口座名義 (漢字)	
	口座名義 (カナ)	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 貸付の種類欄には、普通地方長期資金等、起債前貸等又は地方短期資金の別を記入すること。
- 3 払戻先が地方公営企業法第17条の規定の適用を受けること等により、貸付先を区分している特別会計等の場合は、地方公共団体の長の箇所に ( ) 書きをもって、例えば「東京都(水道事業会計)」のように当該特別会計等の名称を付記すること。





別紙第17号書式

備考

- 1 用紙の大きさは、各片とも日本工業規格A列4とする。
- 2 各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は複写により記入すること。
- 3 貸付先の種類の欄には、普通地方長期資金等、起債前貸等又は地方短期資金の別を記入すること。
- 4 債務承継等により、この指図書を発行しようとする場合には、償還期限の欄に債務承継年月日を、金額の欄に債務承継額をそれぞれ（ ）書により付記すること。

〔 財務局長、福岡財務支局長  
又は沖縄総合事務局長 〕 殿

(地方公共団体の長 氏 名 印)

財政融資資金貸付金残高表

財政融資資金貸付金残高表の金額に係る相違の有無について、下記のとおり通知します。

記

貸付先	コード
-----	-----

( 年 月 日現在)

区 分	財政融資資金 貸付現在高 (A)		地方公共団体にお ける借入現在高 (B)		差 額 (A) - (B)		摘要
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	
普通地方長期資金等		円		円		円	
起債前貸等							
地方短期資金							
計							

(注)

- 1 件数は、借用証書の枚数をもって記載してあります。
- 2 この表の地方公共団体における借入現在高(B)の欄及び差額(A) - (B)の欄については、地方公共団体において記載して下さい。
- 3 過誤納額がある場合は、過誤納の状態で開催高を記載して下さい。

備 考

用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第 号  
年 月 日

## 追証書保管依頼書

別紙にかかる追証書について、保管を依頼します。

( 日本銀行 店 ) 御中

(財務局長、福岡財務支局長、財務事務所長、出張所長  
又は沖縄総合事務局長 氏 名 印)

備考  
用紙の大きさは、各片とも日本工業規格A列4とする。

追証書保管依頼書別紙

番号	地方公共団体名	貸付けの種類	借用証書の記番号	貸付年月日	備考
		合計	口		

年 月 日

## 追証書受領通知書

保管依頼のあった別紙の追証書について、受領しましたので通知します。

(財務局長、福岡財務支局長、財務事務所長  
、出張所長又は沖縄総合事務局長) 殿

日本銀行 店 印





財務大臣 殿

〔 地方公共団体の長  
氏 名 印 〕

財政融資資金借入金繰上償還申出書

財政融資資金借入金について、下記のとおり繰上償還をする理由が生じたので、約定により申し出ます。

記

1. 繰上償還額及び繰上償還日等

貸付けの種類	借入年月日	借用証書記番号	当初借入額	借入現在額	繰上償還額	繰上償還日	備考
	年月日	第号	円	円	円	年月日	

2. 繰上償還の理由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 貸付けの種類欄には、普通地方長期資金等、起債前貸等又は地方短期資金の別を記入すること。
- 3 借入現在額欄には、申出日現在の借入現在額を記入すること。
- 4 備考欄には、繰上償還の方法等を記入すること。

第 号

年 月 日

〔 財務局長、福岡財務支局長  
又は沖縄総合事務局長 〕 殿

〔 地方公共団体の長  
氏 名 印 〕

財政融資資金借入金繰上償還確認書

年 月 日付第 号をもって通知がありました財政融資資金の繰上償還については、下記のとおりその内容を確認します。

記

貸付けの種類	借入年月日	借用証書記番号	当初借入額	借入現在額	繰上償還額	繰上償還日	備考
	年月日	第号	円	円	円	年月日	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 貸付けの種類欄には、普通地方長期資金等、起債前貸等又は地方短期資金の別を記入すること。

財務大臣 殿

(地方公共団体名)

(代表者の職 氏 名 印)

災害等に係る違約金免除承認申請書

年 月 日において支払を要する下記財政融資資金の元利金等 円は、  
のために支払うことができなかったため、この延滞元利金等については、  
約定により違約金の支払をしないことを承認願いたく申請します。

おって、違約金の支払をしない期間については、延滞元金に借入れの利率を乗じて  
得た金額の延滞利子を支払います。

記

借入 年月日	借用証書 の記番号	資金名	借入額		年 月 日 期日における支払所要額			
			当初	現在	元金	利子	補償金	計
	第 号		円	円	円	円	円	円

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 補償金を支払う必要がないものについては、「元利金等」とあるのは「元利金」と、「延滞元利金等」とあるのは「延滞元利金」と記載し、かつ、「補償金」の欄を設けないことができる。

第 号  
年 月 日

(地方公共団体の長) 殿  
(財務局長、福岡財務支局長又は沖縄総合事務局長 氏 名 印)

災害等に係る違約金免除承認通知書

年 月 日付第 号をもって申請のあった標記については、下記のとおり承諾されたので通知する。

記

違約金の支払を要しない元利金及び期間並びに当該期間について支払を要する延滞利子額は次のとおりであること。

貸付年月日	借用証書の記番号	資金名	年 月 日支払所要額				違約金の支払を要しない期間	支払を要する延滞利子額
			元 金	利 子	補償金	計		
	第 号		円	円	円	円	自 年 月 日 至 年 月 日	円

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 補償金を支払う必要がないものについては、「元利金等」とあるのは「元利金」と、「延滞元利金等」とあるのは「延滞元利金」と記載し、かつ、「補償金」の欄を設けないことができる。

第 号  
年 月 日

(新地方公共団体の長) 殿

(財務局長、福岡財務支局長又は沖縄総合事務局長 氏 名 囲)

財政融資資金借用証書提出請求書

年 月 日付第 号をもって提出があった財政融資資金債務承継通知書に基づく債務承継額について、原債務の貸付けの種類に応じた借用証書を作成のうえ、財務大臣に提出されたい。

備 考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 この請求書は、貸付金の1口の一部の額に係る債務承継の場合に使用すること。

第 号  
年 月 日

(旧地方公共団体の長) 殿

(財務局長、福岡財務支局長又は沖縄総合事務局長 氏 名 印)

追 証 書 提 出 請 求 書

年 月 日付第 号をもって提出があった財政融資資金債務承継通知書により債務承継後の借入条件を改定する必要が生じたので、管理運用規則別紙第10号書式の追証書を作成のうえ、財務大臣に提出されたい。

備 考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 この請求書は、普通地方長期資金等の1口の一部の額に係る債務承継の場合に使用すること。

日本銀行 店 御中

〔 財務局長、福岡財務支局長  
又は沖縄総合事務局長 氏 名 印 〕

財政融資資金債務承継連絡書

(旧地方公共団体名) に対する下記の財政融資資金貸付金は、 年 月 日付で (新地方公共団体名) がその債務を承継したので、当該貸付金に係る借用証書は (新地方公共団体名) のものとして取り扱われたい。

記

貸付けの種類	借入年月日	旧借用証書の記番号	債務承継後の借用証書の記番号	当初借入額	債務承継額 (貸付現在額)	備考
	年月日	第 号	第 号	円	円	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 この連絡書は、一借用証書の全額に係る債務承継（債務引受を除く。）の場合に使用すること。
- 3 貸付けの種類欄には、普通長期資金等、起債前貸等又は地方短期資金の別を記入すること。
- 4 債務承継により日本銀行統轄店が変更される場合には、備考欄に旧日本銀行統轄店名を記入すること。



第 号

年 月 日

日本銀行 店 御中

〔 財務局長、福岡財務支局長  
又は沖縄総合事務局長 氏 名 印 〕

財政融資資金借用証書引継指図書（債務承継）

（旧地方公共団体名）に対する下記の財政融資資金貸付金は、 年 月 日付  
で（新地方公共団体名）がその債務を承継したので、当該貸付金に係る借用証書を日本  
銀行 店に引き継がれたい。

記

貸付年月日	借用証書の 記 番 号	当初貸付額	貸付現在額	備 考
年 月	第 号	円	円	

備 考

用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第 号  
年 月 日

(新地方公共団体の長) 殿

(財務局長、福岡財務支局長又は沖縄総合事務局長 氏 名 印)

財政融資資金債務承継承認通知書

年 月 日付第 号をもって提出があった財政融資資金の債務承継については、年 月 日付で承認されたので通知する。

については、原債務の貸付けの種類に応じた借用証書を作成のうえ、財務大臣に提出された  
い。

備 考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 この通知書は、債務引受けの場合において、新地方公共団体に対し送付する場合に使用すること。

第 号  
年 月 日

(旧地方公共団体の長) 殿

(財務局長、福岡財務支局長又は沖縄総合事務局長 氏 名 印)

財政融資資金債務承継承認通知書

年 月 日付第 号をもって提出があった財政融資資金の債務承継については、年 月 日付で承認されたので通知する。

備 考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 この通知書は、債務引受けの場合において、旧地方公共団体に送付する場合に使用すること。

第 年 月 日 号

財務大臣 殿

(地方公共団体の長 氏 名 団)

財政融資資金に係る取得財産等の処分行為承認申請書

標記のことについて、下記のとおり処分行為を承認願いたく申請します。

記

借 入 年 月 日	
借 用 証 書 の 記 番 号	
当 初 借 入 額	
借 入 現 在 額	
償 還 期 限	
取 得 財 産 等	
取得財産等の処分行為	処分対象財産等
	処 分 の 態 様
	処分の理由及び処分のてん末
そ の 他 参 考 事 項	

備 考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 当該財産について補助金等の交付を受けている場合は、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律第22条による関係省庁の承認の有無をその他参考事項の欄に記入すること。
- 3 処分の態様の欄には、撤去、改築、用途変更、譲渡、貸付け、その他処分の態様に応じて記入すること。
- 4 処分の理由及び処分のてん末は詳細に記入すること。

第 年 月 日 号

地方公共団体の長 殿

(財務局長、福岡財務支局長又は沖縄総合事務局長 氏 名 園)

財政融資資金に係る取得財産等の処分行為承認通知書

年 月 日付第 号をもって申請のあった標記については、下記のとおり承認されたので通知する。

記

貸 付 年 月 日	
借 用 証 書 の 記 番 号	
取 得 財 産 等	
取得財産等の処分行為	処分対象財産等
	処 分 の 態 様
備 考	

備 考

用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第 年 月 日  
第 年 月 日

日本銀行 店 御中

(財務局長、福岡財務支局長又は沖縄総合事務局長 氏 名 印)

地方公共団体名変更通知書

年 月 日付第 号をもって下記のとおり地方公共団体名が変更されたから通知する。

記

変更前の名称

変更後の名称

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第 年 月 日 号

(地方公共団体の長) 殿

〔財務局長、福岡財務支局長、財務事務所長、出張所長〕  
又は沖縄総合事務局長 氏 名 印

財政融資資金指定店指定通知書

年 月 日付第 号をもって申請のあった指定店については、下記のとおり指定されたので通知する。

記

1 指定店名 日本銀行 店

2 指定年月日 年 月 日

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第 年 月 日 号

日本銀行 店 御中

〔財務局長、福岡財務支局長、財務事務所長、出張所長〕  
又は沖縄総合事務局長 氏 名 印

財政融資資金指定店指定通知書

年 月 日付で（地方公共団体名）に係る指定店として、日本銀行 店が指定されたので通知する。

備 考

用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



第 年 月 号  
年 月 日

(地方公共団体の長) 殿

〔 財務局長、福岡財務支局長、財務事務所長、出張所長  
又は沖縄総合事務局長 氏 名 印 〕

財政融資資金指定店変更承認通知書

年 月 日付第 号をもって申請のあった指定店の変更については、年 月 日付で下記のとおり変更されたので通知する。

記

- |           |      |   |
|-----------|------|---|
| 1 変更前の指定店 | 日本銀行 | 店 |
| 2 変更後の指定店 | 日本銀行 | 店 |

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第 号  
年 月 日

日本銀行 店 御中

〔財務局長、福岡財務支局長、財務事務所長、出張所長  
又は沖縄総合事務局長 氏 名 印〕

財政融資資金指定店変更通知書

(地方公共団体名)に係る指定店は、 年 月 日付で日本銀行 店から日本銀行 店に変更されたので通知する。なお、 年 月 日現在の(地方公共団体名)に対する財政融資資金貸付金の明細は下記のとおりである。

記

財政融資資金貸付金の明細

貸付けの種類	貸付年月日	借用証書の記番号	当初貸付額	備考
	年 月 日	第 号	円	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 日本銀行統轄店の変更を伴わない指定店の変更の場合は、なお書及び「財政融資資金貸付金の明細」の記入は要しない。
- 3 貸付けの種類欄には、普通地方長期資金等、起債前貸等又は地方短期資金の別を記入すること。

第 年 月 日

日本銀行 店 御中

(財務局長、福岡財務支局長又は沖縄総合事務局長 氏名 印)

財政融資資金借用証書引継指図書 (指定店変更)

(地方公共団体名)に係る指定店は、 年 月 日付で下記1のとおり変更されたので、下記2に掲げる借用証書を日本銀行 店に引き継がれたい。

記

1 指定店の変更

区 分	日本銀行統轄店名	所属指定店名	備 考
変 更 前	日本銀行 店	日本銀行 店	
変 更 後	日本銀行 店	日本銀行 店	

2 引継ぎを要する借用証書

貸付年月日	借用証書の記番号	当初貸付額	貸付現在額	備 考
	第 号	円	円	
計	枚			

備 考

用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

財 務 大 臣 殿

(貸付先コード)

(地方公共団体名)

(代表者の職 氏名)

印

## 振 込 口 座 異 動 通 知 書

財政融資資金の振込口座を下記のとおり登録します。

記

1 異動年月日 年 月 日

2 振込口座

(1) 異動後 振込口座

①金融機関名

②金融機関コード

③店舗名 (コード)

④口座番号

⑤預貯金種別

⑥口座名義 (漢字)

⑦口座名義 (カナ)

(2) 異動前 振込口座

①金融機関名

②金融機関コード

③店舗名 (コード)

④口座番号

⑤預貯金種別

⑥口座名義 (漢字)

⑦口座名義 (カナ)

3 口座異動の理由

4 口座を確認できる書類等

備 考

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

2 「4 口座を確認できる書類等」は、金融機関の残高証明書又はこれに代わる証明書、預貯金通帳等の写し、地方公共団体の出納長又は収入役（条例で収入役を置かない場合は、その事務を兼掌する者を含む。）が証明する書類のいずれかを提出すること。

第 年 月 号  
日( 貸付先コード )  
(地方公共団体の長) 殿(財務局長、福岡財務支局長、財務事務所長、出張所長  
又は沖縄総合事務局長 氏 名 印 )

## 振込口座確認書

年 月 日付第 号をもって通知のあった振込口座の異動について  
財政融資資金事務オンラインシステムに登録したので通知します。  
内容に相違がないか確認してください。

## 記

## 1 振込口座異動状況

	異動前	異動後
(1) 金融機関名		
(2) 金融機関コード		
(3) 店舗名		
(4) 店舗コード		
(5) 口座番号		
(6) 預貯金種別		
(7) 口座名義(漢字)		
(8) 口座名義(カナ)		

## 2 振込口座異動年月日

年 月 日から「上記1」の「異動後」の欄にある振込口座での取り扱いとする。

## 備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 本確認書の内容に誤りを発見した場合は、至急、本確認書を発した財務(支)局、財務事務所、出張所に連絡すること。
- 3 本確認書の内容に相違がない場合は、速やかに振込口座確認通知書を、本確認書を発した財務(支)局、財務事務所、出張所に提出すること。

第 年 月 号  
日

財 務 大 臣 殿

(貸付先コード)  
(地方公共団体名)  
(代表者の職 氏 名)

印

### 振込口座確認通知書

年 月 日付 第 号をもって通知のあった振込口座  
確認書について、記載内容を確認したところ、先に提出した振込口座異動通知書の内容と相違  
がないので通知します。

#### 備 考

用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

財 務 大 臣 殿

(貸付先コード)

(地方公共団体名)

(代表者の職 氏名)

印

### 財政融資資金事務オンラインシステム利用承認申請書

標記のことについて、下記のとおり申請します。

記

1 代表者 (氏名)

2 代表者の職

3 代表電話番号

4 担当者① (役職)

(氏名)

(電話番号)

(FAX番号)

(メールアドレス)

#### 備 考

- 1 用紙の大きさは、各片とも日本工業規格A列4とする。
- 2 本申請書の提出にあたり、LGWANに接続できる環境にあること。
- 3 オンラインシステムの利用開始後、電子申請を行う際は、地方公共団体における組織認証基盤(LGPKI)の認証局発行の証明書が必要である。
- 4 担当者の登録は1団体につき合計で3人まで可能なことから、2人以上登録される場合は第2片の担当者②・③に記入すること。

(貸付先コード)

(地方公共団体名)

4 担当者② (役職)

(氏名)

(電話番号)

(FAX番号)

(メールアドレス)

担当者③ (役職)

(氏名)

(電話番号)

(FAX番号)

(メールアドレス)



(貸付先コード)  
(地方公共団体の長) 殿

(財務局長、福岡財務支局長、財務事務所長、出張所長  
又は沖縄総合事務局長 氏 名 印 )

## 財政融資資金事務オンラインシステム利用承認通知書

年 月 日付第 号をもって申請のあった財政融資資金事務オンラインシステム  
の利用について、承認されたので通知します。

なお、ログイン時に必要な事項は下記のとおりです。

### 記

1 ログインID

2 パスワード

3 ログインURL

### 備 考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 本通知書は、財政融資資金事務オンラインシステムのセキュリティ上、重要な事項が記載されているので、本通知書の取扱い、及び情報管理には十分注意すること。
- 3 財政融資資金事務オンラインシステムにログインをする前に、ポータルサイトに掲載している使用許諾を必ず確認すること。ログインをした時点で、使用許諾の内容に同意したものとする。
- 4 「2 パスワード」は、仮パスワードのため、初回ログイン後に必ず変更すること。
- 5 パスワードは定期的に変更すること。

財務省理財局長 殿

〔 財務局長、福岡財務支局長  
又は沖縄総事務局長 氏 名 印 〕

財政融資資金貸付現在高の突合結果報告書

財政融資資金地方資金管理事務処理細則第92条の規定により、当管内の財政融資資金を貸し付けている地方公共団体に係る貸付現在高の突合状況について、下記のとおり報告します。

記

1 財政融資資金貸付現在高突合表

(1) 突合表の状況

管内 地方公共団体数 (貸付先)	突合表を返送してきた団体数		突合表を返送してこ なかつた団体数	摘要
	金額に相違のな かつた団体数	金額に相違の あつた団体数		

(2) 財政融資資金貸付現在高の突合状況

区 分	地方公共団体側の 借入現在高		元帳上の貸付現在高		備考
	件数	金額	件数	金額	
突合表を返送 してきた団体 に係る貸付現 在 高	普通地方長期資金等	円		円	
	起債前貸等				
	地方短期資金				
	計				
突合表を返送 してこなかつ た団体に係る 貸付現在高	普通地方長期資金等				
	起債前貸等				
	地方短期資金				
	計				
合 計	普通地方長期資金等				
	起債前貸等				
	地方短期資金				
	計				

2 相違事項及びその是正措置の概要

相違した団体 名	相違した原因	貸付けの種類	件 数	金 額	相違事項に対す る是正措置
				円	
計					

3 その他（突合の結果について、特記事項があれば記載すること。）

備 考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 「財政融資資金貸付現在高の突合状況」の表中、件数の欄は借用証書の枚数を記載すること。
- 3 「相違事項及びその是正措置の概要」の表中、貸付の種類欄は普通地方長期資金等、起債前貸等又は地方短期資金の別を記載し、件数及び金額の欄は、元帳上の貸付現在高の計数を基礎とする過不足（△）額をもって記載すること。









財務省理財局長 殿

(財務局長、福岡財務支局長または沖縄総合事務局長 氏 名 印)

地方公共団体名称等異動報告書

年 月 日付で、下記のとおり借入団体の名称等が異動しますので報告します。

記

1	3	4	9
区分	貸付先コード		
シ	φ	A	

(貸付先コードは必ず記入する。)

10	新設	一部異動										21
	処理区分	貸付先名	送付先区分	住所区分	郵便番号	都道府県	郡市	区町村	指定店名	納付方法	口座	座止
	A	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	D

(処理区分は該当する英字又は数字を○で囲む。一部異動の1～9は重複選択してもよい。)

1 貸付先の名称

22 46

47 71

72 96

漢字 (4) \_\_\_\_\_

(5) \_\_\_\_\_

2 送付先区分

97

事務組合の場合のみ次により記入する。

管理者等が管理者の場合	1
# 理事長	2
# 企業長	3
# 理事会	4
# 組合長	5
# その他	6

4 郵便番号

99 101 102 105

\_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

3 住所区分

98

次により記入する

Hと記入する場合  
企業会計又は事務組合で、  
単独庁舎の場合

Sと記入する場合  
町村以外の加入する事務組合  
(貸付先コード中3桁が  
500～699)で、所在地  
が町又は村役場内にある場合

空欄と記入する場合  
H又はS以外の場合

5 都道府県名

106 113

か \_\_\_\_\_

漢字 \_\_\_\_\_

6 郡市名

114 126

か \_\_\_\_\_

漢字 \_\_\_\_\_

7 区町村名

127 141

か \_\_\_\_\_

漢字 \_\_\_\_\_

8 指定店名

142 154

か \_\_\_\_\_

漢字 \_\_\_\_\_

指定店コード

155 158

\_\_\_\_\_

9 納付方法

159

次により記入する

MPNを利用した払込み 1

日本銀行本店又は指定店での払込み 0

10 口座

金融機関名称 \_\_\_\_\_ コード 160 163 \_\_\_\_\_

店舗名称 \_\_\_\_\_ コード 164 165 \_\_\_\_\_

口座番号 169 178 \_\_\_\_\_

口座名義 179 \_\_\_\_\_

漢字 \_\_\_\_\_

預貯金種別

167

次により記入する

普通預金 1 別段預金 6

当座預金 2